

	6	同法第16条の規定による指定施設となった際の届出の受理					○	保健所長
	7	同法第17条の規定による指定施設の構造等の変更の届出又は指定施設の設置者の氏名の変更等の届出の受理					○	保健所長
	8	同法第18条第2項の規定による指定施設に係る地位の承継の届出の受理					○	保健所長
	9	同法第20条第1項又は第2項(同法第22条において準用する場合を含む。)の規定による指定施設の構造等の改善の勧告又は命令					○	保健所長
	10	同法第21条第1項(同法第22条において準用する場合を含む。)の規定による指定施設の状況等の報告の要求及び指定施設を設置している場所の立入検査					○	保健所長
	11	同法第24条の規定による指導、助言及び勧告					○	保健所長
	12	同法第28条第1項の規定による関係行政機関の長等に対する協力の要求等		○				
六 騒音規制法(昭和43年法律第98号)に基づく知事の権限に属する事務	1	同法第3条第1項の規定による地域の指定		○				
	2	同法第3条第2項の規定による関係市町村長の意見の聴取			○			
	3	同法第3条第3項(同法第4条第3項において準用する場合を含む。)の規定による地域の指定等の公示		○				
	4	同法第4条第1項の規定による規制基準の設定			○			
	5	同法第22条の規定による関係行政機関の長等に対する協力の要求等				○		
七 振動規制法(昭和51年法律第64号)に基づく知事の権限に属する事務	1	同法第3条第1項の規定による地域の指定		○				
	2	同法第3条第2項の規定による関係市町村長の意見の聴取			○			
	3	同法第3条第3項(同法第4条第3項において準用する場合を含む。)の規定による地域の指定等の公示		○				
	4	同法第4条第1項の規定による規制基準の設定			○			
	5	同法第20条の規定による関係行政機関の長等に対する協力の要求等				○		
八 悪臭防止法(昭和46年法律第91号)に基づく知事の権限に属する事務	1	同法第3条の規定による規制地域の指定		○				
	2	同法第4条の規定による規制基準の設定			○			
	3	同法第5条第1項又は第2項の規定による関係市町村長の意見の聴取				○		
	4	同法第6条の規定による規制地域の指定等の公示		○				
	5	同法第19条第1項の規定による関係行政機関の長等に対する協力の要求					○	
九 公害紛争処理法(昭和45年法律第108号)に基づく知事の権限に属する事務	1	同法第43条の規定による関係行政機関の長等に対する公害発生の原因の調査に関する資料の提出等その他協力の要求				○		
十 公害紛争処理法施行令(昭和45年政令第253号)に基づく知事の権限に属する事務	1	同令第7条の規定によるあっせん等の相手方に対する通知				○		
	2	同令第8条の規定によるあっせん等の手続の分離又は併合				○		
	3	同令第9条第1項の規定による当事者に対する通知				○		
	4	同令第13条の規定による仲裁委員の氏名の当事者に対する通知				○		
	5	同令第14条第2項の規定による仲裁委員の氏名の当事者に対する通知				○		
十一 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和46年法律第107号)に基づく知事の権限に属する事務	1	同法第3条第3項(同法第4条第3項、第5条第3項又は第6条第2項において準用する場合を含む。)の規定による公害防止統括者、公害防止管理者、公害防止主任管理者又は公害防止管理者の代理者若しくは公害防止主任管理者の代理者の選任等の届出の受理				○		
	2	同法第10条の規定による公害防止統括者等の解任の命令				○		
	3	同法第11条第1項の規定による公害防止統括者等の職務の実施状況の報告の要求又は特定工場への立入検査					○	保健所長
十二 鳥取県公害防止条例(昭和46年10月鳥取県条例第35号)に基づく知事の権限に属する事務	1	同条例第17条の規定によるばい煙関係特定施設の設置の届出の受理					○	保健所長
	2	同条例第18条の規定によるばい煙関係特定施設となった際の届出の受理					○	保健所長
	3	同条例第19条の規定によるばい煙関係特定施設の構造等の変更の届出の受理					○	保健所長
	4	同条例第20条の規定によるばい煙関係特定施設に関する計画の変更等の命令					○	保健所長
	5	同条例第21条第2項の規定によるばい煙関係特定施設の設置等の制限期間の短縮					○	保健所長
	6	同条例第22条(同条例第32条第1項において準用する場合を含む。)の規定によるばい煙関係特定施設の設置者の氏名の変更等の届出の受理					○	保健所長
	7	同条例第23条第3項(同条例第32条第1項において準用する場合を含む。)の規定によるばい煙関係特定施設に係る地位の承継の届出の受理					○	保健所長
	8	同条例第25条の規定によるばい煙関係特定施設の改善等の命令					○	保健所長
	9	同条例第28条第1項又は第3項の規定による粉じん関係特定施設の設置又はその構造等の変更の届出の受理					○	保健所長
	10	同条例第29条の規定による粉じん関係特定施設となった際の届出の受理					○	保健所長
	11	同条例第31条の規定による粉じん関係特定施設についての基準に従うべ					○	保健所長

	きこと等の命令							
	12 同条例第35条の規定による汚水関係特定施設の設置の届出の受理					○	保健所長	
	13 同条例第36条の規定による汚水関係特定施設となった際の届出の受理					○	保健所長	
	14 同条例第37条の規定による汚水関係特定施設の構造等の変更の届出の受理					○	保健所長	
	15 同条例第38条の規定による汚水関係特定施設に関する計画の変更等の命令					○	保健所長	
	16 同条例第39条第2項の規定による汚水関係特定施設の設置等の制限期間の短縮					○	保健所長	
	17 同条例第40条の規定による汚水関係特定施設の設置者の氏名の変更等の届出の受理					○	保健所長	
	18 同条例第41条第3項の規定による汚水関係特定施設に係る地位の承継の届出の受理					○	保健所長	
	19 同条例第43条第1項の規定による汚水関係特定施設の改善等の命令					○	保健所長	
	20 同条例第45条第2項の規定による特定汚水等の処理の方法の変更等の命令		○					
	21 同条例第54条第2項の規定による騒音の防止の方法の改善等の命令					○	保健所長	
	22 同条例第56条の規定による特定建設作業の実施の届出の受理					○	保健所長	
	23 同条例第57条第1項及び第2項の規定による騒音の防止の方法の改善等の勧告及び命令					○	保健所長	
	24 同条例第58条第1項及び第2項の規定による放送の停止等の勧告及び命令					○	保健所長	
	25 同条例第58条の3第1項及び第2項の規定による拡声機の使用の方法の改善等の勧告及び命令					○	保健所長	
	26 同条例第58条の5第1項及び第2項の規定による燃焼方法の改善等の勧告及び命令					○	保健所長	
	27 同条例第59条の規定による公害を防止するために必要な措置の要求					○	保健所長	
	28 同条例第60条第1項の規定による報告の要求及び工場等への立入検査					○	保健所長	
十三 水道法(昭和32年法律第177号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第32条の規定による専用水道の布設公示の設計の確認		○					
	2 同法第36条第1項及び第2項の規定による専用水道の設置者に対する専用水道の施設の改善の命令及び水道技術管理者の変更の勧告		○					
	3 同法第36条第3項の規定による簡易専用水道の設置者に対する清掃その他の必要な措置の命令		○					
	4 同法第37条の規定による専用水道又は簡易専用水道の設置者に対する給付の停止の命令		○					
	5 同法第39条第1項の規定による水道事業者等からの工事の施行状況等についての報告の徴収及び水道の工事現場等への立入検査の実施						○	保健所長
	6 同法第39条第2項の規定による簡易専用水道の設置者からの簡易専用水道の管理についての報告の徴収及び簡易専用水道の用に供する施設のある場所等への立入検査の実施						○	保健所長
	7 同法第40条の規定による災害その他非常の場合における水道施設内に取り入れた水の他の水道事業者等への供給の命令及び供給の対価の裁定		○					
十四 水道法施行令(昭和32年政令第336号)第7条の規定により知事の権限に属するものとされた水道法に基づく事務	1 同法第6条第1項の規定による水道事業の経営の認可		○					
	2 同法第10条第1項の規定による給水区域の拡張等の認可		○					
	3 同法第11条(同法第31条において準用する場合を含む。)の規定による水道事業の休止又は廃止の許可		○					
	4 同法第13条第1項(同法第31条において準用する場合を含む。)の規定による新設等に係る配水施設以外の水道施設等を使用して給水を開始する旨の届出の受理			○				
	5 同法第14条第2項の規定による料金を変更した旨の届出の受理			○				
	6 同法第14条第3項の規定による地方公共団体以外の水道事業者の供給条件の変更の認可		○					
	7 同法第26条の規定による水道用水供給事業の経営の認可		○					
	8 同法第30条第1項の規定による給水対象等の変更の認可		○					
	9 同法第35条の規定による水道事業又は水道用水供給事業の認可の取消し		○					
	10 同法第36条第1項及び第2項の規定による水道事業者又は水道用水供給事業者に対する水道施設の改善の命令及び水道技術管理者の変更の勧告		○					
	11 同法第37条の規定による水道事業者又は水道用水供給事業者に対する給水の停止の命令		○					
	12 同法第38条の規定による地方公共団体以外の水道事業者に対する供給条件の変更の認可の申請をすべきことの命令又は供給条件の変更		○					
	13 同法第41条の規定による二以上の水道事業者間若しくは二以上の水道用水供給事業者間又は水道事業者と水道用水供給事業者との間において、そ		○					

		の事業を一体として経営し、又はその給水区域の調整を図るべき旨の勧告							
		14 同法第42条第1項又は第3項の規定による地方公共団体以外の水道事業者からの当該水道の水道施設等の買収の認可又は買収の範囲等について水道事業者との協議が調わないとき等の裁定		○					
廃棄物 対策課	一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第8条第1項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の許可					○	保健所長	
		2 同法第8条第4項(同法第9条第2項において準用する場合を含む。)の規定による一般廃棄物処理施設の検査					○	保健所長	
		3 同法第9条第1項の規定による一般廃棄物処理施設の構造等の変更の許可						○	保健所長
		4 同法第9条第3項又は第4項(同法第9条の3第6項において準用する場合を含む。)の規定による一般廃棄物処理施設の廃止等の届出又は一般廃棄物最終処分場の埋立処分の終了の届出の受理						○	保健所長
		5 同法第9条の2の規定による一般廃棄物処理施設の設置の許可の取消し又は改善等の命令						○	保健所長
		6 同法第9条の3第1項又は第2項の規定による一般廃棄物処理施設の設置等の届出の受理又は当該届出に係る計画の変更等の命令						○	保健所長
		7 同法第9条の3第3項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の届出の内容が相当である旨の認定						○	保健所長
		8 同法第9条の3第5項の規定による一般廃棄物処理施設の改善等の命令						○	保健所長
		9 同法第9条の5第3項の規定による一般廃棄物処理施設の承継の届出の受理						○	保健所長
		10 同法第11条第1項の規定による産業廃棄物処理計画の決定			○				
		11 同法第12条第5項の規定による産業廃棄物の処理に関する計画の作成の指示							○ 保健所長
		12 同法第12条の2第6項の規定による特別管理産業廃棄物の処理に関する計画の作成の指示							○ 保健所長
		13 同法第12条の3第4項の規定による特別管理産業廃棄物管理票に関する報告書の受理							○ 保健所長
		14 同法第12条の4の規定による特別管理産業廃棄物の処理に関する勧告							○ 保健所長
		15 同法第14条第1項又は第2項の規定による産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除く。)の収集運搬業の許可又は当該許可の更新の許可 (一) 保管行為を含まない収集運搬業に係るもの (二) (一)以外のもの			○				○ 保健所長
		16 同法第14条第4項及び第5項の規定による産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除く。)の処分業の許可又は当該許可の更新の許可			○				
		17 同法第14条の2第1項の規定による産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除く。)の収集若しくは運搬又は処分の事業の範囲の変更の許可 (一) 保管行為を含まない収集運搬業に係るもの (二) (一)以外のもの			○				○ 保健所長
		18 同法第14条の3において準用する同法第7条の2第3項の規定による産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除く。)の収集若しくは運搬又は処分の事業の廃止等の届出の受理 (一) 保管行為を含まない収集運搬業に係るもの (二) (一)以外のもの				○			○ 保健所長
		19 同法第14条の3において準用する同法第7条の3の規定による産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除く。)の収集運搬業又は処分業の許可の取消し又は事業の停止の命令 (一) 保管行為を含まない収集運搬業に係るもの (二) (一)以外のもの			○				○ 保健所長
		20 同法第14条の4第1項又は第2項の規定による特別管理産業廃棄物の収集運搬業の許可又は当該許可の更新の許可			○				
		21 同法第14条の4第4項又は第5項の規定による特別管理産業廃棄物の処分業の許可又は当該許可の更新の許可			○				
		22 同法第14条の5第1項の規定による特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の範囲の変更の許可			○				
		23 同法第14条の5第3項において準用する同法第7条の2第3項の規定による特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の廃止等の届出の受理				○			
		24 同法第14条の6の規定による特別管理産業廃棄物の収集運搬業又は処分業の許可の取消し又は事業の停止の命令			○				
		25 同法第15条第1項の規定による産業廃棄物処理施設の設置の許可 (一) 産業廃棄物の処分業に係るもの (二) (一)以外のもの			○				○ 保健所長

	26 同法第15条第4項(同法第15条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による産業廃棄物処理施設の検査 (一) 産業廃棄物の処分業に係るもの (二) (一)以外のもの		○			○	保健所長
	27 同法第15条の2第1項の規定による産業廃棄物処理施設の構造等の変更の許可 (一) 産業廃棄物の処分業に係るもの (二) (一)以外のもの		○			○	保健所長
	28 同法第15条の2第3項において準用する同法第9条第3項又は第4項の規定による産業廃棄物処理施設の廃止等の届出又は産業廃棄物最終処分場の埋立処分の終了の届出の受理 (一) 産業廃棄物の処分業に係るもの (二) (一)以外のもの			○		○	保健所長
	29 同法第15条の3の規定による産業廃棄物処理施設の設置の許可の取消し又は改善等の命令 (一) 産業廃棄物の処分業に係るもの (二) (一)以外のもの		○			○	保健所長
	30 同法第15条の4において準用する同法第9条の5第3項の規定による産業廃棄物処理施設の承継の届出の受理 (一) 産業廃棄物の処分業に係るもの (二) (一)以外のもの			○		○	保健所長
	31 同法第18条第1項の規定による廃棄物の保管等に関する報告の徴収(産業廃棄物の処分業に係るものを除く。)					○	保健所長
	32 同法第19条第1項の規定による事務所等への立入検査					○	保健所長
	33 同法第19条の3の規定による改善の命令					○	保健所長
	34 同法第19条の4の規定による措置の命令		○				
	35 同法第19条の5第1項又は第3項の規定による最終処分場の届出台帳の調製又は閲覧の請求の受理		○				
	36 同法第20条の2の規定による廃棄物再生事業者の登録				○		
二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第16条の規定による廃棄物再生事業者の登録証明書の交付				○		
	2 同令第17条の規定による登録廃棄物再生事業者の変更の届出の受理				○		
	3 同令第18条の規定による登録廃棄物再生事業者の休業の届出の受理				○		
	4 同令第19条の規定による登録廃棄物再生事業者の登録の取消し				○		
三 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第9条第2号の規定による産業廃棄物収集運搬業の許可を要しない者の指定				○		
	2 同令第10条の3第2号の規定による産業廃棄物処分業の許可を要しない者の指定				○		
	3 同令第14条第1項又は第2項の規定による産業廃棄物処理施設の使用開始又は技術管理者の変更の報告書の受理 (一) 産業廃棄物処理業に係るもの (二) (一)以外のもの				○		○ 保健所長
	4 同令第14条第3項又は第4項の規定による産業廃棄物処理責任者又は特別管理産業廃棄物管理責任者の設置等の報告書の受理					○	保健所長
	5 同令第14条第5項又は第6項の規定による産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処理に関する報告書の受理					○	保健所長
	6 同令第14条第7項の規定による産業廃棄物収集運搬業者等の産業廃棄物の収集等に関する報告書の受理				○		
四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(昭和58年3月鳥取県規則第18号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第2条の規定による一般廃棄物処理施設設置許可申請書等の記載事項の変更の届出の受理又は許可証の書換交付					○	保健所長
	2 同規則第3条の規定による一般廃棄物処理施設設置許可証の再交付					○	保健所長
	3 同規則第4条の規定による一般廃棄物処理施設設置許可証の返納の受理					○	保健所長
	4 同規則第5条の規定による一般廃棄物最終処分場閉鎖届出の受理					○	保健所長
	5 同規則第6条の規定による産業廃棄物処理業等の許可証の再交付 (一) 保管行為を含まない収集運搬業に係るもの (二) (一)以外のもの				○		○ 保健所長
	6 同規則第7条において準用する同規則第4条の規定による産業廃棄物処理業等の許可証の返納の受理 (一) 保管行為を含まない収集運搬業に係るもの (二) (一)以外のもの				○		○ 保健所長
	7 同規則第8条第5項の規定による産業廃棄物再生利用業の事業の範囲の変更の指定				○		

	8	同規則第9条第1項の規定による産業廃棄物再生利用業の廃止の届出の受理					○		
	9	同規則第9条第2項又は第3項の規定による産業廃棄物再生利用業の変更の届出の受理又は指定証の書換交付					○		
	10	同規則第10条の規定による産業廃棄物再生利用業の指定証の再交付					○		
	11	同規則第11条の規定による産業廃棄物再生利用業の指定の取消し又は事業の停止の命令					○		
	12	同規則第12条において準用する同規則第4条の規定による産業廃棄物再生利用業の指定証の返納の受理					○		
	13	同規則第13条の規定による産業廃棄物処理施設設置許可申請書の記載事項の変更の届出の受理又は許可証の書換交付					○		
	14	同規則第14条の規定による産業廃棄物処理施設設置許可証の再交付					○		
	15	同規則第15条において準用する同規則第4条の規定による産業廃棄物処理施設設置許可証の返納の受理					○		
	16	同規則第16条の規定による産業廃棄物最終処分場閉鎖届出の受理					○		
	17	同規則第20条第2項の規定による廃棄物再生事業者登録証明書の書換交付					○		
	18	同規則第22条の規定による廃棄物再生事業者の登録証明書の再交付					○		
	19	同規則第23条において準用する同規則第4条の規定による廃棄物再生事業者の登録証明書の返納の受理					○		
五 浄化槽法(昭和58年法律第43号)に基づく知事の権限に属する事務	1	同法第5条第1項の規定による浄化槽の設置等の届出(特定行政庁に対するものを除く。)の受理						○	保健所長
	2	同法第5条第2項の規定による浄化槽の設置等の計画の改善の勧告						○	保健所長
	3	同法第5条第4項の規定による浄化槽の設置等の届出(特定行政庁に対するものを除く。)の内容が相当であると認める旨の通知						○	保健所長
	4	同法第12条の規定による浄化槽の保守点検又は清掃についての助言等及び改善措置又は使用停止の命令						○	保健所長
	5	同法第53条第1項及び第2項の規定による浄化槽管理者又は指定検査機関からの報告の徴収及びその事務所等への立入検査						○	保健所長
	6	同法第57条第1項の規定による指定検査機関の指定					○		
六 鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和60年7月鳥取県条例第20号)に基づく知事の権限に属する事務	1	同条例第5条第1項の規定による浄化槽保守点検業者の登録					○		
	2	同条例第10条第1項の規定による浄化槽保守点検業者の登録の抹消					○		
	3	同条例第15条第1項及び第2項の規定による浄化槽保守点検業者の登録の取消し及び営業の停止の命令並びに当該処分に係る聴聞の実施					○		
	4	同条例第16条第1項及び第2項の規定による浄化槽保守点検業者からの報告の徴収及びその事務所等への立入検査						○	保健所長
景観自然課	一 鳥取県景観形成条例(平成5年3月鳥取県条例第3号)に基づく知事の権限に属する事務	1	同条例第6条第4項の規定による景観形成基本方針の制定又は変更の告示				○		
		2	同条例第10条第2項(同条例第7項において準用する場合を含む。)の規定による景観形成地域の指定予定等の公告				○		
		3	同条例第10条第4項(同条例第7項において準用する場合を含む。)の規定による景観形成地域の指定等に関する公聴会の開催				○		
		4	同条例第10条第5項(同条例第7項において準用する場合を含む。)の規定による景観形成地域の指定等の告示				○		
		5	同条例第13条第1項又は第17条第1項の規定による必要な措置を講ずべきことの指導 (一) 周辺の景観に与える影響が特に大きいと認められる行為に係るもの (二) 鉱物の掘採に係るもの((一)に係るものを除く。) (三) 屋外における物品の集積又は貯蔵に係るもの((一)に係るものを除く。) (四) 木材の伐採及び都市計画区域外における土地の区画形質の変更に係るもの((一)に係るものを除く。) (五) 建築物等の新築、増築、改築、移転又は外観の変更、土石の採取及び都市計画区域内における土地の区画形質の変更に係るもの((一)に係るものを除く。)				○	○	○ 保健所長 ○ 地方農林振興局長 ○ 土木事務所長
		6	同条例第13条第2項(同条例第17条第2項において準用する場合を含む。)の規定による指導に従うべきことの勧告				○		
		7	同条例第13条第3項(同条例第17条第2項において準用する場合を含む。)の規定による勧告を受けるべき者についての意見の聴取				○		
		8	同条例第13条第4項(同条例第17条第2項において準用する場合を含む。)の規定による勧告に従わない旨の公表				○		
		9	同条例第14条第4項の規定による大規模行為景観形成基準の制定又は変更の告示				○		

二 自然公園法(昭和32年法律第161号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第12条第3項の規定による国定公園に関する公園事業の決定	○				
	2 同法第14条第2項の規定による国立公園に関する公園事業の一部を執行することの承認の申請	○				
	3 同法第15条第2項又は第3項の規定による国定公園に関する公園事業の一部の執行の承認又は認可	○				
	4 同法第17条第3項の規定による国定公園の特別地域内における工作物の新築等の許可		○			
	5 同法第18条第3項の規定による国定公園の特別保護地区内における工作物の新築等の許可	○				
	6 同法第20条の規定による国定公園の普通地域内における工作物の新築等の行為の禁止等の処分、これらの処分期間の延長又は届出に係る行為に着手することができる期間の短縮		○			
	7 同法第21条の規定による国定公園についての原状回復等の命令	○				
	8 同法第22条の規定による国立公園又は国定公園における行為の実施状況等についての報告の徴収又は立入検査若しくは風景に及ぼす影響の調査の実施		○			
	9 同法第28条の規定による公園事業の執行に係る受益者負担金の徴収	○				
	10 同法第29条の規定による公園事業の執行に係る原因者負担金の徴収	○				
	11 同法第32条第1項の規定による国立公園又は国定公園の指定等のための実地調査の実施		○			
	12 同法第39条第3項の規定による国定公園に関する公園事業の施行についての協議	○				
	13 同法第40条の規定による国定公園の特別地域内等における国の機関の行う行為についての協議又は国の機関に対する国立公園若しくは国定公園の風景の保護のために採るべき措置についての協議の要求	○				
三 自然公園法施行令(昭和32年政令第298号)第25条の規定により知事の権限に属するものとされた自然公園法に基づく事務	1 同法第17条第3項の規定による国立公園の特別地域内における工作物の新築等の許可		○			
	2 同法第18条の2第3項の規定による国立公園の海中公園地区内における工作物の新築等の許可	○				
	3 同法第20条の規定による国立公園の普通地域内における工作物の新築等の行為の禁止等の処分、これらの処分期間の延長又は届出に係る行為に着手することができる期間の短縮		○			
	4 同法第21条の規定による国定公園についての原状回復等の命令	○				
四 自然公園法施行令に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第21条又は同条において準用する同令第20条において準用する同令第8条第3項の規定による国定公園に関する公園事業に係る施設の供用開始期日の延期等の承認	○				
	2 同令第21条又は同条において準用する同令第20条において準用する同令第9条の規定による国定公園に関する公園事業に係る管理又は経営方法の届出の受理	○				
	3 同令第21条又は同条において準用する同令第20条において準用する同令第10条の規定による国定公園に関する公園事業に係る施設の変更等の承認	○				
	4 同令第21条において準用する同令第11条の規定による国定公園に関する公園事業の休止又は廃止の承認	○				
	5 同令第21条において準用する同令第20条において準用する同令第11条の規定による国定公園に関する公園事業の休止又は廃止の届出の受理	○				
	6 同令第21条において準用する同令第12条第1項の規定による国定公園に関する公園事業に係る地位の承継の承認	○				
	7 同令第21条において準用する同令第20条において準用する同令第12条第1項の規定による国定公園に関する公園事業に係る地位の承継の届出の受理	○				
	8 同令第21条又は同条において準用する同令第20条において準用する同令第15条の規定による国定公園に関する公園事業に係る地位の承継の届出の受理	○				
	9 同令第21条又は同条において準用する同令第20条において準用する同令第16条の規定による国定公園に関する公園事業に係る報告の徴収及び立入検査	○				
	10 同令第21条又は同条において準用する同令第20条において準用する同令第17条の規定による国定公園に関する公園事業に係る改善命令	○				
	11 同令第21条において準用する同令第18条第2項の規定による国定公園に関する公園事業の執行の認可の取消し	○				
	12 同令第21条において準用する同令第19条の規定による国定公園に関する公園事業に係る原状回復命令等	○				
五 鳥取県立自然公	1 同条例第4条(同条例第5条において準用する場合を含む。)の規定に	○				

園条例(昭和38年3月鳥取県条例第2号)に基づく知事の権限に属する事務	よる県立自然公園の区域の指定							
	2 同条例第6条(同条例第7条において準用する場合を含む。)の規定による公園計画の決定	○						
	3 同条例第8条第1項又は第2項の規定による県立自然公園に関する公園事業の決定又は公園事業の一部の執行の承認	○						
	4 同条例第11条第3項の規定による県立自然公園の特別地域内における工作物の新築等の許可		○					
	5 同条例第13条第2項、第4項又は第6項の規定による県立自然公園の普通地域内における工作物の新築等の行為の禁止等の処分、これらの処分期間の延長又は届出に係る行為に着手することができる期間の短縮		○					
	6 同条例第14条の規定による原状回復等の命令		○					
	7 同条例第15条第1項の規定による立入検査又は風景に及ぼす影響の調査の実施		○					
	8 同条例第16条第1項又は第3項の規定による県立自然公園の特別地域内における国の機関等の行う行為についての協議又は国の機関等に対する協議の要求		○					
	9 同条例第17条の規定による集団施設地区の指定等	○						
六 鳥取県立自然公園条例施行規則(平成6年11月鳥取県規則第69号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第4条第1項及び第2項の規定による施設の供用開始期日及び工事の着手の期間又は完了期日の指定		○					
	2 同規則第4条第3項の規定による期日の延期及び期間の伸長		○					
	3 同規則第6条の規定による施設の位置等の概要の変更の承認		○					
	4 同規則第7条の規定による公園事業の休止又は廃止の承認		○					
	5 同規則第8条の規定による公園事業者たる地位の承継の承認		○					
	6 同規則第11条第2項の規定による県立自然公園に関する公園事業の執行の承認の取消し	○						
七 温泉法(昭和23年法律第125号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第3条第1項の規定による土地の掘削の許可		○					
	2 同法第5条の規定による土地の掘削の許可の取消し		○					
	3 同法第6条の規定による土地の掘削の許可の取消し又は公益上必要な措置の命令		○					
	4 同法第7条の規定による原状回復の命令		○					
	5 同法第8条第1項の規定による温泉のゆう出路の増掘又は動力の装置の許可、許可の取消し、原状回復の命令等		○					
	6 同法第9条第1項の規定による温泉の採取の制限の命令		○					
	7 同法第11条第1項の規定による温泉のゆう出量等に対する影響の阻止に必要な措置の命令		○					
	8 同法第12条の規定による温泉を公共の浴用等に供することの許可						○	保健所長
	9 同法第15条の規定による温泉利用施設等の改善の指示			○				
	10 同法第16条第1項の規定による温泉源より温泉を採取する者等に対する温泉のゆう出量等についての報告の命令							○ 保健所長
	11 同法第17条第1項の規定による温泉の利用施設への立入り及び温泉のゆう出量等についての検査の実施							○ 保健所長
	12 同法第18条の規定による温泉の利用許可の取消し又は温泉の利用の制限等の命令		○					
八 温泉法施行規則(昭和23年厚生省令第35号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第5条第1項の規定による温泉の成分等の掲示の内容の届出の受理							○ 保健所長
九 鳥取県温泉法施行細則(昭和62年3月鳥取県規則第24号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第14条の規定による温泉利用施設の設備の改修の届出の受理							○ 保健所長
十 鳥取県自然環境保全条例(昭和49年10月鳥取県条例第41号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同条例第12条の規定による自然環境保全基本方針の策定等	○						
	2 同条例第13条の規定による県自然環境保全地域の指定等	○						
	3 同条例第14条の規定による県自然環境保全地域に関する保全計画の決定等	○						
	4 同条例第15条第2項の規定による県自然環境保全地域に関する保全事業の一部の執行の承認		○					
	5 同条例第16条第1項又は第2項の規定による県自然環境保全地域の特別地区の指定等	○						
	6 同条例第16条第4項の規定による県自然環境保全地域の特別地区内にお		○					

		ける建築物その他の工作物の新築等の許可						
		7 同条例第17条第1項又は第2項の規定による野生動植物保護地区の指定等	○					
		8 同条例第17条第3項第6号の規定による県自然環境保全地域の野生動植物保護地区内における野生動植物の捕獲若しくは殺傷又は採取若しくは損傷の許可	○					
		9 同条例第18条の規定による県自然環境保全地域の普通地区内における建築物その他の工作物の新築等の行為の禁止等の処分、これらの処分期間の延長又は届出に係る行為に着手することができる期間の短縮	○					
		10 同条例第19条第1項の規定による県自然環境保全地域における行為の中止等の命令	○					
		11 同条例第20条第1項の規定による県自然環境保全地域の特別地区内又は野生動植物保護地区内における国の機関等の行う行為についての協議	○					
		12 同条例第21条の規定による緑地環境保全地域の指定等	○					
		13 同条例第22条の規定による緑地環境保全地域に関する保全計画の決定等	○					
		14 同条例第23条第2項の規定による緑地環境保全地域に関する保全事業の一部の執行の承認	○					
		15 同条例第24条の規定による緑地環境保全地域内における建築物その他の工作物の新築等の行為の禁止等の処分、これらの処分期間の延長又は届出に係る行為に着手することができる期間の短縮	○					
		16 同条例第25条第1項の規定による緑地環境保全地域における行為の中止等の命令	○					
		17 同条例第29条第1項の規定による県自然環境保全地域又は緑地環境保全地域における行為の実施状況等についての報告の徴収又は立入検査若しくは自然環境に及ぼす影響の調査の実施		○				
		18 同条例第30条第1項の規定による県自然環境保全地域又は緑地環境保全地域の指定等のための実地調査の実施		○				
県民生 活課	一 国民生活安定緊急措置法施行令(昭和49年政令第4号)第4条第2項の規定により知事の権限に属するものとされた国民生活安定緊急措置法(昭和48年法律第121号)に基づく事務	1 同法第6条第2項の規定による標準価格等の表示をすべきことの指示		○				
		2 同法第6条第3項の規定による指示に従わなかった旨の公表		○				
		3 同法第7条第1項の規定による指定物資を標準価格等以下の価格で販売すべきことの指示		○				
		4 同法第7条第2項の規定による指示に従わなかった旨の公表		○				
		5 同法第30条第1項の規定による業務等に関する報告の要求及び営業所等への立入検査の実施			○			
	二 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律施行令(昭和48年政令第200号)第2条の規定により知事の権限に属するものとされた生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律(昭和48年法律第48号)に基づく事務	1 同法第3条の規定による特定物資の価格の動向等に関する調査			○			
		2 同法第4条第1項の規定による特定物資の売渡しをすべきことの指示		○				
		3 同法第4条第2項の規定による特定物資の売渡しをすべきことの命令		○				
		4 同法第4条第4項の規定による売渡しに関する裁定		○				
		5 同法第5条第1項の規定による業務に関する報告の要求及び事務所等への立入検査の実施			○			
		6 同法第5条第2項の規定による倉庫等への立入検査の実施			○			
	三 不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第9条の2の規定による違反行為を取りやめるべきこと等の指示		○				
		2 同法第9条の3第1項の規定による適当な措置を採るべきことの要求		○				
		3 同法第9条の4第1項の規定による景品類等に関する報告の要求及び事務所等への立入検査の実施			○			
	四 家庭用品品質表示法施行令(昭和37年政令第390号)第4条第3項の規	1 同法第4条第1項の規定による表示事項の表示又は遵守事項の遵守をすべきことの指示		○				
		2 同法第10条第2項の規定による家庭用品の品質に関する表示の調査			○			
		3 同法第19条第1項の規定による販売業者からの報告の徴収及び店舗等へ			○			





	17 同条例第17条第1項の規定による生活関連物資の価格の動向等の情報の公表		○			
	18 同条例第18条第1項の規定による生活関連物資の調査			○		
	19 同条例第18条第2項の規定による生活関連物資の調査に必要な報告の要求及び営業所等への立入調査の実施			○		
	20 同条例第18条第4項の規定による緊急調査に係る報告がない旨等の公表		○			
	21 同条例第19条第1項の規定による事業活動の是正の勧告		○			
	22 同条例第19条第2項の規定による事業活動の是正の勧告に基づいて講じた措置についての報告の要求			○		
	23 同条例第19条第3項の規定による事業活動の是正の勧告に従わない旨の公表		○			
	24 同条例第20条の規定による緊急調査に係る情報の公表		○			
	25 同条例第21条の規定による生活関連物資の供給の確保等の協力の要請			○		
八 訪問販売等に関する法律施行令(昭和51年政令第295号)第9条の規定により知事の権限に属するものとされた訪問販売等に関する法律(昭和51年法律第57号)に基づく事務	1 同法第5条の3の規定による必要な措置を採るべきことの指示		○			
	2 同法第5条の4第1項の規定による訪問販売に関する業務の全部又は一部を停止すべきことの命令		○			
	3 同法第5条の4第2項の規定による命令をした旨の公表		○			
	4 同法第15条の規定による必要な措置を採るべきことの指示		○			
	5 同法第16条第1項の規定による勧誘を行い、若しくは勧誘者に行わせることを停止し、又は連鎖販売取引の全部若しくは一部を停止すべきことの命令		○			
	6 同法第16条第2項の規定による命令をした旨の公表		○			
	7 同法第20条の2第1項の規定による報告の徴収及び事業所への立入検査の実施		○			
九 ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行令(平成5年政令第19号)第7条の規定により知事の権限に属するものとされたゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律(平成4年法律第53号)に基づく事務	1 同法第10条の規定による必要な措置を採るべきことの指示		○			
	2 同法第11条第1項の規定による会員契約の締結、更新又は解除に係る業務の全部又は一部を停止すべきことの命令		○			
	3 同法第11条第2項の規定による命令をした旨の公表		○			
	4 同法第17条第1項の規定による報告の徴収及び事業所への立入検査の実施		○			
十 鳥取県立消費生活センター管理規則(昭和46年3月鳥取県規則第18号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第4条の規定による指示				○	消費生活センター 所長
十一 食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第14条第1項の規定による食品等の検査及び当該検査に合格した旨の表示の付与		○			
	2 同法第15条第1項の規定による食品等の検査を受けるべき旨の命令				○	保健所長
	3 同法第17条(同法第29条において準用する場合を含む。)の規定による関係者に対する報告の請求、営業の場所等の臨検及び販売の用に供する食品等の検査又は販売の用に供する食品等の収去の実施 (一) 西伯郡内のと畜場に係るもの(食肉衛生検査所の所掌事務に係るものに限る。) (二) (一)以外のもの				○	食肉衛生検査所長 保健所長
	4 同法第19条第3項(同法第29条において準用する場合を含む。)の規定による営業の施設等についての監視又は指導の実施 (一) 西伯郡内のと畜場に係るもの(食肉衛生検査所の所掌事務に係るものに限る。) (二) (一)以外のもの				○	食肉衛生検査所長 保健所長
	5 同法第19条の17第6項の規定による食品衛生管理者の氏名等の届出の受理又は食品衛生管理者の変更の届出の受理				○	保健所長
	6 同法第21条の規定による飲食店営業等を営むことの許可				○	保健所長
	7 同法第21条の2第2項の規定による許可営業者の地位の承継の届出の受理				○	保健所長

	8 同法第22条の規定による営業の許可の取消し又は営業の禁止		○				
	9 同法第22条(同法第29条において準用する場合を含む。)の規定による食品等の廃棄等の命令						
	(一) 西伯郡内のと畜場に係るもの(食肉衛生検査所の所掌事務に係るものに限る。)				○	食肉衛生検査所長	
	(二) (一)以外のもの				○	保健所長	
	10 同法第22条(同法第29条において準用する場合を含む。)の規定による営業の停止				○	保健所長	
	11 同法第23条の規定による営業の許可の取消し又は営業の禁止		○				
	12 同法第23条(同法第29条において準用する場合を含む。)の規定による営業の停止				○	保健所長	
	13 同法第24条(同法第29条において準用する場合を含む。)の規定による施設の整備改善の命令又は営業の停止				○	保健所長	
	14 同法第24条の規定による営業の許可の取消し又は営業の禁止		○				
	15 同法第27条の規定による食品等に起因して中毒した患者又はその疑いのある者についての保健所長からの報告の受理及びその厚生大臣への報告		○				
	16 同法第28条の規定による死体を解剖に付することの決定		○				
十二 食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第21条の規定による申請事項の変更届の受理				○	保健所長	
十三 食品衛生法施行細則(昭和49年7月鳥取県規則第52号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第7条ただし書の規定による試薬品の採取量の変更				○	保健所長	
	2 同規則第11条ただし書の規定による営業施設の基準の一部を適用しないこと				○	保健所長	
	3 同規則第13条第1項又は第3項の規定による許可証の交付又は再交付				○	保健所長	
	4 同規則第15条の規定による営業の廃止の届出の受理				○	保健所長	
十四 乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第52号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同令別表の二の(五)の(8)の規定による自記温度計をつけない殺菌器で乳等を殺菌することの承認		○				
十五 狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第4条第2項の規定による犬の登録又は鑑札の交付				○	保健所長	
	2 同法第4条第4項の規定による犬の死亡等の届出の受理				○	保健所長	
	3 同法第4条第5項の規定による犬の所有者の変更の届出の受理				○	保健所長	
	4 同法第5条第2項の規定による注射済票の交付				○	保健所長	
	5 同法第6条第2項の規定による捕獲人の指定及び同条第5項の規定による予防員が追跡中の犬の入った場所に立ち入ることができる指定が適用される期間又はその区域の指定			○			
	6 同法第10条の規定による狂犬病が発生した旨の公示又は犬に口輪をかけること等の命令			○			
	7 同法第13条の規定による犬の一せい検診の実施又は臨時予防注射の実施			○			
	8 同法第14条第1項の規定による病性鑑定のための犬の死体の解剖等の許可					○	保健所長
	9 同法第15条の規定による犬又はその死体の移動等の禁止又は制限			○			
	10 同法第16条の規定による狂犬病にかかった犬の所在の場所等の交通のしや断又は制限			○			
	11 同法第17条の規定による犬の集合施設の禁止の命令			○			
	12 同法第18条第1項の規定によるけい留命令が発せられているにもかかわらずけい留されていない犬の抑留の実施					○	保健所長
	13 同法第18条の2第1項の規定によるけい留命令が発せられているにもかかわらずけい留されていない犬の棄殺			○			
	14 同法第21条の規定による抑留所の設置			○			
	15 同法第21条の規定による抑留所の管理の実施					○	保健所長
十六 狂犬病予防法施行令(昭和28年政令第236号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第1条の規定による鑑札の再交付				○	保健所長	
	2 同令第2条の規定による犬の登録の消除				○	保健所長	
	3 同令第2条の2の規定による犬の登録の変更、鑑札の交付、犬の旧所在地の都道府県知事への犬の新所在地の通知又は犬の新所在地の通知を受けた場合のその犬の原簿の通知した都道府県知事への送付					○	保健所長
	4 同令第3条の規定による注射済票の再交付					○	保健所長





二十八 鳥取県魚介類行商条例施行規則(昭和40年6月鳥取県規則第29号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第5条の規定による魚介類行商の許可に係る営業用の容器への標識のはり付け					○	保健所長	
	2 同規則第9条の規定による許可申請書の記載事項の変更に係る変更届の受理					○	保健所長	
	3 同規則第10条の規定による魚介類行商の廃業に係る廃業届の受理					○	保健所長	
二十九 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第3条の規定による食鳥処理の事業の許可					○		
	2 同法第6条第1項の規定による食鳥処理場の構造等の変更の許可					○		
	3 同法第8条の規定による食鳥処理の事業の許可の取消し又は事業の停止の命令				○			
	4 同法第9条の規定による食鳥処理場の整備改善の命令若しくは使用の禁止又は事業の許可の取消し若しくは事業の停止の命令				○			
	5 同法第13条の規定による食鳥処理衛生管理者の解任の命令				○			
	6 同法第16条第1項又は第2項の規定による小規模食鳥処理業者の確認規程の認定及び変更の認定					○		
	7 同法第16条第6項の規定による認定小規模食鳥処理業者に対する食鳥処理衛生管理者の解任命令				○			
	8 同法第16条第8項の規定による認定小規模食鳥処理業者の確認規程の認定が効力を失う期日の決定					○		
	9 同法第16条第9項の規定による認定小規模食鳥処理業者への技術的指導及び助言の実施						○	保健所長
	10 同法第20条の規定による食鳥肉等を食用に供することができないと認めるとき、又は食鳥のと殺等により病原体が伝染する恐れがあると認めるときの措置の実施						○	保健所長
	11 同法第24条第1項の規定による指定検査機関に食鳥検査を委任した旨の厚生大臣への報告及び当該指定検査機関の名称等の公示				○			
	12 同法第24条第3項の規定による指定検査機関の名称等を変更した旨の公示				○			
	13 同法第28条第2項の規定による指定検査機関の業務規程の変更に対する意見の提出				○			
	14 同法第29条第2項の規定による指定検査機関の事業計画及び収支予算又はその変更に対する意見の提出				○			
	15 同法第31条第2項の規定による指定検査機関に対する食鳥検査の業務の適正な実施のために必要な措置を採るべき旨の指示				○			
	16 同法第32条第3項の規定による指定検査機関の食鳥検査の業務の休止又は廃止の許可に伴う厚生大臣への意見の提出				○			
	17 同法第34条の規定による指定検査機関に対して食鳥検査を行わせない旨の通知並びにその旨の厚生大臣への報告及び公示				○			
	18 同法第35条第1項の規定による指定検査機関が食鳥検査の業務の休止の許可を受けたとき、厚生大臣が指定検査機関に対して食鳥検査の業務の停止を命じたとき、又は天災その他の事由により指定検査機関が食鳥検査の業務を実施することが困難となった場合の検査の実施				○			
	19 同法第35条第3項の規定による食鳥検査の業務を行うこととなる旨又はその事由がなくなった旨の公示				○			
	20 同法第37条第1項の規定による食鳥処理業者等に対する業務の状況の報告の請求						○	保健所長
	21 同法第37条第2項の規定による指定検査機関に対する食鳥検査の業務等の報告の請求					○		
	22 同法第38条第1項の規定による食鳥処理場等への立入り及び設備等の検査、関係者への質問又は食鳥肉等の取去の実施						○	保健所長
	23 同法第38条第2項の規定による指定検査機関の事務所への立入り及び帳簿等の検査及び関係者への質問の実施						○	保健所長
	24 同法第39条の規定による食鳥検査等を実施する職員の指定					○		
三十 理容師法(昭和22年法律第234号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第2条の規定による理容師の免許					○		
	2 同法第4条の5第3項の規定による指定試験機関の名称等の変更の公示					○		
	3 同法第4条の9第2項の規定による指定試験機関の事務規程の変更についての厚生大臣への意見の提出					○		
	4 同法第4条の10第2項の規定による指定試験機関の事業計画及び収支予算の作成等の変更についての許可に係る厚生大臣への意見の提出					○		
	5 同法第4条の12第2項の規定による必要な措置を採るべき旨の指示					○		
	6 同法第4条の13第2項の規定による試験事務の状況に関し必要な報告の請求又は当該試験事務を取り扱う事務所への立入検査の実施					○		

	7 同法第4条の14第3項の規定による指定試験機関の試験事務の全部又は一部の休止等の許可に係る厚生大臣への意見の提出			○		
	8 同法第4条の17第1項又は第3項の規定による指定試験機関の試験事務の全部又は一部の休止等に伴う当該試験事務の実施又はその旨の公示			○		
	9 同法第5条第1項の規定による理容師の免許に関する事項の登録			○		
	10 同法第10条第1項の規定による理容師の免許の取消し			○		
	11 同法第10条第2項の規定による理容師の業務の停止				○	保健所長
	12 同法第10条第3項又は第4項の規定による理容師の免許の取消し又は再免許		○			
	13 同法第11条の規定による理容所の位置等の届出の受理又は廃止の届出の受理				○	保健所長
	14 同法第11条の2の規定による理容所の構造設備の検査及び確認				○	保健所長
	15 同法第11条の3第2項の規定による講習会の指定			○		
	16 同法第13条第1項の規定による理容所への立入り及び皮ふに接する布片等の清潔の保持等の措置の実施状況の検査				○	保健所長
	17 同法第14条の規定による理容所の閉鎖の命令		○			
三十一 理容師法施行令(昭和28年政令第232号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第4条第2項の規定による実地習練の実施についての指導				○	保健所長
	2 同令第7条の規定による免許証の交付、書換交付又は再交付			○		
	3 同令第8条第1項の規定による他の都道府県知事の免許を受けた理容師の免許の取消し又は業務停止の処分をしたときの免許を与えた都道府県知事への通知			○		
三十二 理容師法施行規則(昭和23年厚生省令第41号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第5条第2項の規定による理容師の免許証の受理				○	保健所長
	2 同令第17条の規定による実地習練を行う者の氏名等を記載した届出書の受理				○	保健所長
三十三 鳥取県理容師法施行細則(昭和61年3月鳥取県規則第23号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第13条又は第14条の規定による実地習練の届出書の記載事項の変更の届出又は実地習練終了等の届出の受理				○	保健所長
三十四 美容師法(昭和32年法律第163号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第3条第1項の規定による美容師の免許			○		
	2 同法第4条の5第3項の規定による指定試験機関の名称等の変更の公示			○		
	3 同法第4条の9第2項の規定による指定試験機関の事務規程の変更についての厚生大臣への意見の提出			○		
	4 同法第4条の10第2項の規定による指定試験機関の事業計画及び収支予算の作成等の許可に係る厚生大臣への意見の提出			○		
	5 同法第4条の12第2項の規定による必要な措置を採るべき旨の指示			○		
	6 同法第4条の13第2項の規定による試験事務の状況に関し必要な報告の請求又は当該試験事務を取り扱う事務所への立入検査の実施			○		
	7 同法第4条の14第3項の規定による指定試験機関の試験事務の全部又は一部の休止等の許可に係る厚生大臣への意見の提出			○		
	8 同法第4条の17第1項又は第3項の規定による指定試験機関の試験事務の全部又は一部の休止等に伴う当該試験事務の実施又はその旨の公示			○		
	9 同法第5条第1項の規定による美容師の免許に関する事項の登録			○		
	10 同法第10条第1項の規定による美容師の免許の取消し			○		
	11 同法第10条第2項の規定による美容師の業務の停止				○	保健所長
	12 同法第10条第3項又は第4項の規定による美容師の免許の取消し又は再免許		○			
	13 同法第11条の規定による美容所の位置等の届出の受理又は廃止の届出の受理				○	保健所長
	14 同法第12条の規定による美容所の構造設備の検査及び確認				○	保健所長
	15 同法第12条の2第2項の規定による講習会の指定			○		
	16 同法第14条第1項の規定による美容所への立入り及び皮ふに接する布片等の清潔の保持等の措置の実施状況の検査				○	保健所長
	17 同法第15条の規定による美容所の閉鎖命令		○			
三十五 美容師法施行令(昭和32年政令第277号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第1条の規定による美容師の免許証の交付、書換交付又は再交付			○		
	2 同令第7条第2項の規定による実地習練の実施についての指導				○	保健所長
	3 同令第8条の2第1項の規定による他の都道府県知事の免許を受けた美容師の免許の取消し又は業務停止の処分をしたときの免許を与えた都道府県知事への通知			○		
三十六 美容師法施行令	1 同令第5条第2項の規定による美容師免許証の受理				○	保健所長

行規則(昭和32年厚生省令第43号)に基づく知事の権限に属する事務	2 同令第17条の規定による実地習練を行う者の氏名等を記載した届出書の受理					○	保健所長
三十七 鳥取県美容師法施行細則(昭和61年3月鳥取県規則第24号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第13条又は第14条の規定による実地習練の届出書の記載事項の変更の届出又は実地習練終了等の届出の受理					○	保健所長
三十八 クリーニング業法(昭和25年法律第207号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第5条の規定によるクリーニング所の位置等の届出の受理又は届出事項の変更若しくはクリーニング所の廃止の届出の受理					○	保健所長
	2 同法第5条の2の規定によるクリーニング所の構造設備の検査及び確認					○	保健所長
	3 同法第6条の規定によるクリーニング師の免許				○		
	4 同法第7条の規定によるクリーニング師試験の施行				○		
	5 同法第8条の規定によるクリーニング師の免許に関する事項の登録				○		
	6 同法第9条の規定による洗たくの処理等の業務に従事する者の業務の停止					○	保健所長
	7 同法第10条の規定によるクリーニング所への立入り及びクリーニング所等の清潔の保持等の措置の実施状況の検査の実施					○	保健所長
	8 同法第10条の2の規定による営業者が法令の規定に違反している場合の必要な措置を採るべき旨の命令					○	保健所長
	9 同法第11条の規定による営業の停止又はクリーニング所の閉鎖の命令				○		
	10 同法第12条の規定によるクリーニング師の免許の取消し				○		
三十九 クリーニング業法施行令(昭和28年政令第233号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第2条の規定によるクリーニング師の免許証の交付、訂正及び交付又は再交付				○		
	2 同令第3条の規定による他の都道府県知事の免許を受けたクリーニング師の免許の取消しの処分をしたときの免許を与えた都道府県知事への通知				○		
四十 興行場法(昭和23年法律第137号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第2条の規定による業として興行場を經營することの許可					○	保健所長
	2 同法第2条の2第2項の規定による営業の承継の届出の受理					○	保健所長
	3 同法第5条の規定による営業者等からの報告の徴収又は立入り及び興行場の換気等の措置の実施状況検査の実施					○	保健所長
	4 同法第6条の規定による業として興行場を經營することの許可の取消し又は営業の停止の命令				○		
四十一 鳥取県興行場法施行条例(昭和59年7月鳥取県条例第16号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同条例第4条の規定による興行場の設置の場所、構造設備又は措置の基準の緩和等の決定					○	保健所長
四十二 鳥取県興行場法施行細則(昭和59年9月鳥取県規則第60号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第3条の規定による興行場営業の変更の届出の受理					○	保健所長
	2 同規則第4条の規定による興行場営業の停止等の届出の受理					○	保健所長
四十三 旅館業法(昭和23年法律第138号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第3条第1項の規定による旅館業を經營することの許可					○	保健所長
	2 同法第3条の2第1項又は第3条の3第1項の規定による営業の承継の承認					○	保健所長
	3 同法第7条第1項の規定による営業者等に対する報告の徴収及び請求又は営業の施設への立入り及びその構造設備等の検査の実施					○	保健所長
	4 同法第7条の2の規定による営業の施設の構造設備の基準に適合させるために必要な措置を採るべきことの命令					○	保健所長
	5 同法第8条の規定による旅館業の經營の許可の取消し又は営業の停止の命令				○		
四十四 旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第28号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第4条の規定による旅館業の經營の許可の申請書に記載した事項の変更又は営業の停止若しくは廃止の届出の受理					○	保健所長
四十五 鳥取県旅館	1 同条例第8条第2項の規定による客の収容定員の基準の緩和					○	保健所長



業法施行条例（昭和33年10月鳥取県条例第43号）に基づく知事の権限に属する事務									
四十六 旅館業法施行細則（昭和33年10月鳥取県規則第39号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第6条の規定による旅館営業の施設の構造設備基準の緩和							○	保健所長
四十七 公衆浴場法（昭和23年法律第139号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第2条の規定による業として公衆浴場を經營することの許可							○	保健所長
	2 同法第2条の2第2項の規定による營業の承継の届出の受理							○	保健所長
	3 同法第4条の規定による伝染性の疾病にかかっていると認められる者等に対して入浴を認めることの許可							○	保健所長
	4 同法第6条の規定による營業者等に対する報告の請求又は公衆浴場への立入り及び業として公衆浴場を經營することの許可に附した条件の遵守等の状況の検査の実施							○	保健所長
	5 同法第7条第1項の規定による業として公衆浴場を經營することの許可の取消し又は營業の停止の命令					○			
四十八 公衆浴場法施行規則（昭和23年厚生省令第27号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第4条の規定による業として公衆浴場を經營することの許可の申請書に記載した事項の変更又は營業の停止若しくは廃止の届出の受理							○	保健所長
四十九 鳥取県公衆浴場基準条例（昭和32年3月鳥取県条例第4号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同条例第6条の規定による公衆浴場について講じなければならない措置の基準の緩和							○	保健所長
五十 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第10条の規定による墓地等の經營の許可又は墓地の区域等の変更の許可若しくは墓地等の廃止の許可							○	保健所長
	2 同法第18条の規定による火葬場への立入り及びその施設等の検査又は墓地等の管理者に対する報告の請求							○	保健所長
	3 同法第19条の規定による墓地等の施設の整備改善又は經營の許可の取消し等の命令					○			
五十一 鳥取県墓地、埋葬等に関する法律施行細則（昭和60年3月鳥取県規則第17号）に基づく事務	1 同規則第5条の規定による墓地等の經營者の住所等の変更の届出の受理							○	保健所長
五十二 環境衛生関係營業の適正化に関する法律施行令（昭和32年政令第279号）第13条第1項の規定により知事の権限に属するものとされた環境衛生関係營業の適正化に関する法律（昭和32年法律第164号）に基づく事務	1 同法第9条第1項の規定による適正化規程の設定の認可又はその変更の認可					○			
	2 同法第11条の規定による適正化規程の変更の命令又は認可の取消し					○			
	3 同法第14条の2の規定による共済規程の設定の認可又はその変更若しくは廃止の認可						○		
	4 同法第14条の10第1項の規定による組合協約の認可又はその変更の認可					○			
	5 同法第14条の12の規定による組合協約の締結に関するあっせん						○		
	6 同法第14条の13の規定による特殊契約の認可又はその変更の認可						○		
	7 同法第14条の15の規定による特殊契約の締結に関するあっせん又は調停						○		
	8 同法第24条第1項の規定による組合の設立の認可					○			
	9 同法第28条第3項の規定による組合の定款の変更の認可						○		
	10 同法第42条（同法第38条第5項、第46条第6項又は第52条において準用する場合を含む。）の規定による組合員による総会の招集の承認						○		
	11 同法第50条第2項の規定による総会の決議による組合の解散の認可						○		
	12 同法第52条の2の規定による組合の役員解任の勧告						○		
	13 同法第52条の3の規定による組合の解散の命令						○		
	14 同法第56条の6第1項の規定による組合員以外の者に対する料金若しくは販売価格又は營業方法を改めることの勧告						○		
	15 同法第60条第1項の規定による營業者等からの報告の徴収又は事業所等						○		

		への立入り及び業務の状況等の検査の実施								
		16 同法第62条第1項の規定による意見の聴取		○						
五十三 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律施行規則（昭和32年厚生省令第37号）に基づく知事の権限に属する事務	1	同令第6条の規定による組合の役員に変更があった旨等の届出の受理		○						
	2	同令第11条の規定による組合員の異動に関する報告書の受理		○						
五十四 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）に基づく知事の権限に属する事務	1	同法第5条の規定による特定建築物についての届出及び届出事項の変更の届出の受理並びに労働基準局長への通知					○		保健所長	
	2	同法第11条の規定による特定建築物の所有者等に対する報告の徴収又は特定建築物への立入検査					○		保健所長	
	3	同法第12条の規定による特定建築物の所有者等に対する必要な措置を採るべきことの命令又は特定建築物等の使用の停止若しくは制限						○	保健所長	
	4	同法第12条の2第1項の規定による建築物における清掃を行う事業を営んでいる者の営業所等の登録		○						
	5	同法第12条の4の規定による登録営業所の登録の取消し		○						
	6	同法第12条の5第1項の規定による登録業者に対する報告の徴収又は登録営業所への立入検査等の実施						○	保健所長	
	7	同法第13条第2項の規定による国等に対する必要な説明又は資料の提出の要求						○	保健所長	
五十五 伝染病予防法に基づく知事の権限に属する事務	1	同法第16条ノ2第2項の規定による市町村の行う鼠族、昆虫等の駆除に関する計画の樹立、実地の指導その他必要な措置の実施		○						
消防防災課	一 消防組織法（昭和22年法律第226号）に基づく知事の権限に属する事務	1	同法第20条の2の規定による消防に関する事項についての勧告		○					
		2	同法第20条の2の規定による消防に関する事項についての指導及び助言			○				
		3	同法第24条第2項の規定による非常事態の場合における災害防ぎよの措置に関する協定			○				
		4	同法第24条の2の規定による非常事態の場合における災害防ぎよの措置に関する指示			○				
	二 消防法（昭和23年法律第186号）に基づく知事の権限に属する事務	1	同法第11条第1項の規定による製造所等の設置等の許可			○				
		2	同法第11条第5項の規定による製造所等の完成検査の実施及び製造所等の使用の承認			○				
		3	同法第11条の5の規定による危険物の貯蔵等に関する命令				○			
		4	同法第12条第2項の規定による製造所等の修理等の命令			○				
		5	同法第12条の2の規定による製造所等の使用の停止の命令			○				
		6	同法第13条の2第3項の規定による危険物取扱者免状の交付				○			
		7	同法第13条の2第5項の規定による危険物取扱者免状の返納の命令				○			
		8	同法第13条の13第2項（同法第17条の9第4項において準用する場合を含む。）の規定による事業計画等の作成等についての意見の提出				○			
		9	同法第13条の23の規定による危険物取扱者の講習の実施				○			
		10	同法第14条の2第1項の規定による予防規程の認可及びその変更の認可				○			
		11	同法第14条の2第3項の規定による予防規程の変更の命令				○			
		12	同法第16条の5第1項の規定による資料の提出の命令、報告の要求及び貯蔵所等への立入検査の実施				○			
		13	同法第16条の6の規定による危険物による災害の防止のための措置を採るべきことの命令				○			
14	同法第17条の7第1項の規定による消防設備士免状の交付				○					
15	同法第17条の7第2項において準用する同法第13条の2第5項の規定による消防設備士免状の返納の命令		○							
16	同法第17条の10の規定による消防設備士の講習の実施				○					
17	同法第22条第2項の規定による気象の状況の通報				○					
三 消防法施行令（昭和36年政令第37号）に基づく知事の権限に属する事務	1	同令第36条の5の規定による消防設備士免状の書換え				○				
	2	同令第36条の6第1項の規定による消防設備士免状の再交付				○				
	3	同令第40条の規定により知事の権限に属するものとされた消防法第21条の13第1項の規定による業務に関する報告の要求及び事務所等への立入検査の実施				○				
四 消防施設強化促進法（昭和28年法律第87号）に基づく知事の権限に属	1	同法第5条の規定による消防施設に係る補助金の交付申請書の受理及び送付		○						



	等の許可							
	6 同法第14条の2第2項又は第3項の規定による改善の勧告又は公表						○	
	7 同法第14条の3第3項の規定による販売のための施設の修理等の命令						○	
	8 同法第14条の4第1項の規定による販売のための施設の位置等の変更の工事等の許可						○	
	9 同法第15条第2項の規定による技術上の基準に従って高压ガスを貯蔵すべきことの命令						○	
	10 同法第16条第1項の規定による高压ガス貯蔵所の設置の許可						○	
	11 同法第18条第2項の規定による高压ガス貯蔵所の修理等の命令						○	
	12 同法第19条の規定による高压ガス貯蔵所の位置等の変更の工事の許可						○	
	13 同法第20条の規定による高压ガスの製造等のための施設等の完成検査						○	
	14 同法第22条第1項の規定による高压ガスの輸入の許可						○	
	15 同法第22条第3項の規定による高压ガス等の検査						○	
	16 同法第24条の3第3項の規定による消費のための施設の修理等の命令						○	
	17 同法第26条第1項の規定による危害予防規程の認可及びその変更の認可						○	
	18 同法第26条第4項の規定による危害予防規程の変更の命令						○	
	19 同法第29条第3項の規定による販売主任者免状の交付						○	
	20 同法第30条の規定による販売主任者免状の返納の命令						○	
	21 同法第31条第2項の規定による販売主任者試験の実施						○	
	22 同法第34条の規定による保安統括者等の解任の命令						○	
	23 同法第35条第1項の規定による特定施設の保安検査						○	
	24 同法第38条第1項の規定による高压ガスの製造の許可等の取消し及び高压ガスの製造の停止の命令						○	
	25 同法第38条第2項の規定による高压ガスの製造等の停止の命令						○	
	26 同法第39条の規定による公共の安全の維持等のための措置						○	
	27 同法第61条の規定による業務に関する報告の徴収						○	
	28 同法第62条の規定による事務所等への立入検査の実施						○	
	29 同法第63条第2項の規定による災害発生の日時等の報告の命令						○	
	30 同法第64条の規定による現状の変更の指示						○	
十三 高压ガス取締 法施行令(昭和26 年政令第350号)第 6条第1項の規定 により知事の権限 に属するものとさ れた高压ガス取締 法に基づく事務	1 同法第29条第3項の規定による製造保安責任者免状の交付						○	
	2 同法第30条の規定による製造保安責任者免状の返納の命令						○	
	3 同法第31条第2項の規定による製造保安責任者試験の実施						○	
	4 同法第41条第3項の規定による製造のための設備の修理等の命令						○	
	5 同法第44条第1項の規定による容器検査の実施及び容器検査を受けずに譲渡等を行うことができる容器の許可							○
	6 同法第48条第3項の規定による高压ガスの充てんの許可							○
	7 同法第49条第1項の規定による容器再検査							○
	8 同法第50条第3項の規定による容器検査所の登録等							○
	9 同法第52条第4項の規定による検査主任者の解任の命令							○
	10 同法第53条の規定による容器検査所の登録の取消し及び容器再検査の停止の命令							○
	11 同法第56条第1項の規定による容器のくず化等の命令						○	
十四 液化石油ガス の保安の確保及び 取引の適正化に関 する法律(昭和42 年法律第149号)に 基づく知事の権限 に属する事務	1 同法第3条の規定による液化石油ガス販売事業の許可						○	
	2 同法第8条の規定による販売所の名称等の変更の許可						○	
	3 同法第11条ただし書の規定による貯蔵施設の所有等をしなすことの許可							○
	4 同法第12条の規定による販売施設等の検査							○
	5 同法第15条第2項の規定による災害の発生の防止に関する事項の周知等の勧告							○
	6 同法第15条第3項の規定による液化石油ガス販売事業者が勧告に従わない旨の公表							○
	7 同法第16条第3項の規定による販売施設の修理等の命令							○
	8 同法第16条の2第2項の規定による供給設備の修理等の命令							○
	9 同法第22条の規定による業務主任者等の解任の命令							○
	10 同法第25条の規定による液化石油ガス販売事業の許可の取消し							○
	11 同法第26条の規定による液化石油ガス販売事業の許可の取消し及び液化石油ガス販売事業の停止の命令							○
	12 同法第36条第3項の規定による消費設備に関する調査等の命令							○
	13 同法第37条第1項の規定による調査機関の認定							○
	14 同法第37条の4第1項の規定による消費設備の数の増加の認可							○
	15 同法第37条の5第2項の規定による調査業務の実施等の命令							○
	16 同法第37条の6第1項の規定による調査業務規程の認可及びその変更の認可							○
	17 同法第37条の6第3項の規定による調査業務規程の変更の命令							○

	18	同法第37条の7の規定による認定の基準に適合するための措置の命令		○			
	19	同法第37条の8の規定による認定調査機関の認定の取消し		○			
	20	同法第38条の規定による消費設備の修理等の命令		○			
	21	同法第38条の4第1項の規定による液化石油ガス設備士免状の交付		○			
	22	同法第38条の4第4項の規定による液化石油ガス設備士免状の返納の命令		○			
	23	同法第38条の5の規定による液化石油ガス設備士試験の実施		○			
	24	同法第82条第1項又は第2項の規定による業務等に関する報告の徴収		○			
	25	同法第83条第2項又は第3項の規定による事務所等への立入検査の実施		○			
十五 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令(昭和43年政令第14号)第10条第2項及び第3項の規定により知事の権限に属するものとされた液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく事務	1	同法第16条の2第2項の規定による供給設備の修理等の命令		○			
	2	同法第31条の規定による指定の基準に適合するための措置を採るべきことの命令		○			
	3	同法第34条の規定による指定製造事業者の指定の取消し及び事業の停止の命令		○			
	4	同法第35条において準用する第25条の規定による指定製造事業者の指定の取消し		○			
十六 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令第10条第2項及び第7項の規定により知事の権限に属するものとされた液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく事務	1	同法第13条の規定による容器に表示等を行うことができる者の指定		○			
	2	同法第82条第1項の規定による業務等に関する報告の徴収		○			
	3	同法第83条第1項の規定による事務所等への立入検査の実施		○			
十七 火薬類取締法(昭和25年法律第149号)に基づく知事の権限に属する事務	1	同法第5条の規定による火薬類の販売の営業の許可		○			
	2	同法第8条の規定による火薬類の販売の営業の許可の取消し		○			
	3	同法第11条第3項の規定による技術上の基準に従って火薬類を貯蔵すべきことの命令		○			
	4	同法第12条第1項の規定による火薬庫の設置等の許可		○			
	5	同法第13条の規定による火薬庫の所有等をしないことの許可		○			
	6	同法第14条第2項の規定による火薬庫の修理等の命令		○			
	7	同法第17条第1項の規定による火薬類の譲渡又は譲受の許可 (一) 50キログラム以下の火薬、25キログラム以下の爆薬、600個以下の雷管、500メートル以下の導爆線、1,000メートル以下の導火線、5,000個以下の建設用びょう打ち銃用空包及びコンクリート破砕器(以下消防防災課の項の十七及び十八において「委任火薬類」という。)に係るもの(鳥取土木事務所の管轄区域に係るものを除く。以下十七及び十八において同じ。) (二) (一)以外のもの				○	土木事務所長
	8	同法第17条第3項の規定による火薬類の譲渡又は譲受の許可の取消し (一) 7の(一)により許可したものに係るもの (二) 7の(二)により許可したものに係るもの				○	土木事務所長
	9	同法第17条第4項、第7項及び第8項の規定による譲渡許可証等の交付、書換交付及び再交付				○	
	10	同法第24条第1項の規定による火薬類の輸入の許可				○	
	11	同法第25条第1項の規定による火薬類の消費の許可 (一) 火薬類の爆発又は燃焼の許可のうち委任火薬類並びに煙火の爆発及び燃焼の許可 (二) (一)以外のもの				○	土木事務所長
	12	同法第25条第3項の規定による火薬類の消費の許可の取消し (一) 11の(一)により許可したものに係るもの (二) 11の(二)により許可したものに係るもの				○	土木事務所長

	13 同法第27条第1項の規定による火薬類の廃棄の許可			○		
	14 同法第29条第1項の規定による保安教育計画の認可及びその変更の認可			○		
	15 同法第29条第4項の規定による保安教育計画を定めるべき者の指定			○		
	16 同法第31条第3項の規定による火薬類製造保安責任者免状等に係る試験の実施		○			
	17 同法第31条第3項の規定による火薬類製造保安責任者免状等の交付			○		
	18 同法第31条第5項の規定による火薬類取扱保安責任者免状の返納の命令		○			
	19 同法第31条第7項において準用する同法第17条第7項及び第8項の規定による火薬類取扱保安責任者免状の書換交付及び再交付			○		
	20 同法第34条第2項の規定による取扱保安責任者等の解任の命令			○		
	21 同法第36条第2項の規定による安定度試験の実施の命令			○		
	22 同法第43条の規定による製造所等への立入検査の実施 (一) 消費者、消費場所又は保管場所で7の(一)及び11の(一)により許可したものと並びに十八の1の(一)により指示したものに係る立入検査、関係者への質問及び火薬類の取去 (二) (一)以外のもの				○	土木事務所長
	23 同法第46条第2項の規定による災害発生の日時等の報告の徴収			○		
	24 同法第47条の規定による現状の変更の指示			○		
	25 同法第52条第1項の規定による公安委員会の意見の聴取のうち7の(一)及び11の(一)により許可するものに係る意見の聴取				○	土木事務所長
	26 同法第52条第2項の規定による公安委員会等への通報のうち7の(一)及び11の(一)により許可したものに係る通報				○	土木事務所長
十八 火薬類取締法施行令(昭和25年政令第323号)第7条の規定により知事の権限に属するものとされた火薬類取締法に基づく事務	1 同法第3条の規定による火薬類の製造の営業の許可			○		
	2 同法第8条の規定による火薬類の製造の営業の許可の取消し		○			
	3 同法第9条第3項の規定による製造施設の修理等の命令			○		
	4 同法第10条第1項の規定による製造施設の位置等の変更の工事等の許可			○		
	5 同法第15条の規定による製造施設等の完成検査			○		
	6 同法第28条第1項の規定による危害予防規程の認可及びその変更の認可			○		
	7 同法第28条第3項の規定による危害予防規程の変更の命令			○		
	8 同法第29条第1項の規定による保安教育計画の認可及びその変更の認可			○		
	9 同法第34条第1項の規定による製造保安責任者等の解任の命令		○			
	10 同法第35条第1項の規定による製造施設等の保安検査			○		
	11 同法第42条の規定による事業等に関する報告の徴収			○		
	12 同法第44条の規定による火薬類の製造の営業の許可等の取消し及び事業の停止の命令		○			
	13 同法第45条の規定による災害の発生の防止等のための措置			○		
十九 火薬類取締法施行規則(昭和25年通商産業省令第88号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第15条の規定による安全な場所の指示 (一) 同条の表の貯蔵する者等の区分の欄の(1)から(5)までの規定によるもの (二) (一)以外のもの				○	土木事務所長
	2 同令第40条の規定による譲渡許可証又は譲受許可証の交付 (一) 委任火薬類に係るもの (二) (一)以外のもの				○	土木事務所長
二十 電気用品取締法施行令(昭和37年政令第324号)第5条第6項の規定により知事の権限に属するものとされた電気用品取締法(昭和36年法律第234号)に基づく事務	1 同法第45条第1項の規定による業務に関する報告の徴収			○		
	2 同法第46条第1項の規定による事務所等への立入検査の実施			○		
二十一 ガス事業法(昭和29年法律第51号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第43条の規定による他人の土地への立入りの許可		○			
	2 同法第44条第2項の規定による植物の伐採等の裁定		○			
	3 同法第45条第2項の規定による損失の補償の裁定		○			
二十二 ガス事業法施行令(昭和29年政令第68号)第7条の規定により知	1 同法第46条第1項の規定による事業に関する報告の徴収			○		
	2 同法第47条第1項の規定による営業所等への立入検査の実施			○		

	事の権限に属するものとされたガス事業法に基づく事務									
	二十三 武器等製造法(昭和28年法律第145号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第17条第1項の規定による猟銃等の製造の許可					○			
		2 同法第18条の規定による猟銃等の試験的製造の許可					○			
		3 同法第19条第1項の規定による猟銃等の販売の事業の許可						○		
		4 同法第20条において準用する同法第6条の規定による猟銃等の製造の許可等の取消し					○			
		5 同法第20条において準用する同法第8条第1項の規定による猟銃等の種類の変更の許可						○		
		6 同法第20条において準用する同法第9条第3項の規定による猟銃等の製造のための設備等の修理等の命令					○			
		7 同法第20条において準用する同法第12条第1項の規定による工場等の移転の許可						○		
		8 同法第20条において準用する同法第15条の規定による猟銃等の製造の許可等の取消し及び事業の停止の命令					○			
		9 同法第25条第1項の規定による工場等への立入検査の実施							○	
商政課	一 中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平成3年法律第57号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第4条第1項の規定による改善計画の認定						○		
		2 同法第5条第1項の規定による改善計画の変更の承認						○		
		3 同法第5条第2項の規定による承認改善計画の承認の取消し							○	
	二 計量法(平成4年法律第51号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第10条第2項の規定による必要な措置を採るべきことの勧告						○	計量検定所長	
		2 同法第10条第3項の規定による勧告に従わなかった旨の公表					○			
		3 同法第15条第1項の規定による必要な措置を採るべきことの勧告							○	計量検定所長
		4 同法第15条第2項の規定による勧告に従わなかった旨の公表						○		
		5 同法第15条第3項の規定による勧告に係る措置を採るべきことの命令							○	計量検定所長
		6 同法第16条第1項第2号イに規定する特定計量器の検定の実施							○	計量検定所長
		7 同法第19条第1項の規定による特定計量器の定期検査の実施							○	計量検定所長
		8 同法第21条第2項の規定による定期検査の公示							○	
		9 同法第21条第3項の規定による届出の受理及び定期検査の期日等の指定							○	計量検定所長
		10 同法第25条第1項の規定による計量士が検査を行った旨の届出の受理							○	計量検定所長
		11 同法第30条第1項(同法第121条第2項において準用する場合を含む。)の規定による業務規程又はその変更の認可							○	
		12 同法第30条第3項(同法第121条第2項において準用する場合を含む。)の規定による業務規程を変更すべきことの命令							○	
		13 同法第33条第1項(同法第121条第2項において準用する場合を含む。)の規定による事業計画等又はそれらの変更の認可							○	
		14 同法第34条(同法第121条第2項において準用する場合を含む。)の規定による役員の選任又は解任の認可							○	
		15 同法第35条(同法第121条第2項において準用する場合を含む。)の規定による役員等を解任すべきことの命令							○	
		16 同法第37条(同法第121条第2項において準用する場合を含む。)の規定による必要な措置を採るべきことの命令							○	
		17 同法第46条第1項の規定による修理の事業の届出の受理							○	計量検定所長
		18 同法第46条第2項において準用する同法第42条第1項又は第45条第1項の規定による修理の事業の変更又は廃止の届出の受理							○	計量検定所長
		19 同法第48条の規定による必要な措置を採るべきことの命令							○	計量検定所長
		20 同法第51条第1項の規定による販売の事業の届出の受理							○	計量検定所長
		21 同法第51条第2項において準用する同法第42条第1項又は第45条第1項の規定による販売の事業の変更又は廃止の届出の受理							○	計量検定所長
		22 同法第52条第2項の規定による遵守事項を遵守すべきことの勧告							○	計量検定所長
		23 同法第52条第3項の規定による勧告に従わなかった旨の公表							○	
		24 同法第52条第4項の規定による勧告に係る措置を採るべきことの命令							○	計量検定所長
		25 同法第53条第1項ただし書又は第2項ただし書の規定による輸出のため特定計量器を製造又は販売する旨の届出の受理							○	計量検定所長
		26 同法第55条ただし書の規定による輸出のため特定計量器を販売する旨の届出の受理							○	計量検定所長
		27 同法第57条第1項ただし書又は第2項ただし書の規定による輸出のため							○	計量検定所長

	特定計量器の譲渡等をする旨の届出の受理						
	28 同法第75条第2項の規定による装置検査の実施				○		計量検定所長
	29 同法第80条ただし書の規定による輸出のため特定計量器を製造する旨の届出の受理				○		計量検定所長
	30 同法第82条ただし書の規定による輸出のため特定計量器を販売する旨の届出の受理				○		計量検定所長
	31 同法第91条第2項の規定による品質管理の方法についての検査の実施				○		計量検定所長
	32 同法第95条第1項ただし書の規定による輸出のため特定計量器を製造する旨の届出の受理				○		計量検定所長
	33 同法第102条第1項の規定による基準器検査の実施				○		計量検定所長
	34 同法第107条の規定による計量証明の事業の登録				○		計量検定所長
	35 同法第110条第1項の規定による事業規程又はその変更の届出の受理				○		計量検定所長
	36 同法第110条第2項の規定による事業規程を変更すべきことの命令				○		計量検定所長
	37 同法第111条の規定による必要な措置を採るべきことの命令				○		計量検定所長
	38 同法第113条の規定による登録の取消し及び事業の停止の命令				○		計量検定所長
	39 同法第116条第1項の規定による計量証明検査の実施				○		計量検定所長
	40 同法第120条第1項の規定による計量士が検査を行った旨の届出の受理				○		計量検定所長
	41 同法第127条第3項の規定による計量管理の方法についての検査の実施				○		計量検定所長
	42 同法第147条第1項の規定による届出修理事業者等からの業務に関する報告の徴収				○		計量検定所長
	43 同法第147条第3項の規定による指定定期検査機関等からの業務又は経理の状況に関する報告の徴収				○		
	44 同法第148条第1項の規定による工場等への立入り、計量器等の検査又は関係者への質問の実施				○		計量検定所長
	45 同法第148条第3項の規定による事務所等への立入検査又は関係者への質問の実施				○		
	46 同法第149条第1項の規定による計量器等の提出の命令				○		計量検定所長
	47 同法第150条第1項の規定による特定物象量の表記の抹消				○		計量検定所長
	48 同法第151条第1項の規定による検定証印等の除去				○		計量検定所長
	49 同法第153条第1項の規定による装置検査証印の除去				○		計量検定所長
	50 同法第154条第1項の規定による検定証印等の除去				○		計量検定所長
	51 同法第159条第2項の規定による定期検査機関の指定等の公示				○		
三 計量法施行令 (平成5年政令第329号)第33条第2項又は第3項の規定により知事の権限に属するものとされた計量法に基づく事務	1 すべての事務				○		計量検定所長
四 中小企業団体の組織に関する法律施行令(昭和33年政令第45号)第10条第1項の規定により知事の権限に属するものとされた中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)に基づく事務	1 同法第5条の7第2項の規定による協業組合の事業の転換の認可				○		
	2 同法第5条の17第1項の規定による協業組合の設立の認可				○		
	3 同法第5条の22の規定による公正取引委員会からの請求による必要な措置の実施				○		
	4 同法第5条の23第3項において準用する中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第51条第2項の規定による定款の変更の認可				○		
	5 同法第95条第4項の規定による協同組合への組織変更の認可				○		
	6 同法第101条の2第3項の規定による命令、認可又は承認をした旨の通商産業大臣への通知				○		
五 中小企業団体の組織に関する法律施行令第11条第1項の規定により知事の権限に属するものとされた中小企業団体の組織に関する法律に基づく事務	1 同法第9条ただし書の規定による特別の地域を地区とする商工組合の設立についてのその地域の承認				○		
	2 同法第18条の規定による調整規程の認可及びその変更の認可				○		
	3 同法第21条(同法第28条第3項若しくは第30条の2第3項(これらの各規定を同法第33条において準用する場合を含む。))又は同法第33条において準用する場合を含む。)の規定による調整規程の変更の命令又はその認可の取消し				○		
	4 同法第28条第1項(同法第33条において準用する場合を含む。)の規定による組合協約の認可				○		
	5 同法第30条(同法第33条において準用する場合を含む。)の規定による商工組合等に対する組合協約の締結に関する勧告				○		



	6 同法第30条の2第1項(同法第33条において準用する場合を含む。)の規定による特殊契約の認可		○				
	7 同法第30条の4(同法第33条において準用する場合を含む。)の規定による交渉ができないとき等のあっせん又は調停		○				
六 中小企業団体の組織に関する法律施行令第11条第1項又は第2項の規定により知事の権限に属するものとされた中小企業団体の組織に関する法律に基づく事務	1 同法第20条(同法第28条第3項若しくは第30条の2第3項(これらの各規定を同法第33条において準用する場合を含む。)、同法第33条又は第42条第3項において準用する場合を含む。)の規定による調整規程の認可又は不認可の通知		○				
	2 同法第47条において準用する中小企業等協同組合法第48条又は第51条第2項の規定による組合員による総会の招集の承認又は組合の定款の変更の認可		○				
	3 同法第90条第1項から第3項までの規定による調整規程等の認可等に係る公正取引委員会への同意の申請、協議又は通知		○				
	4 同法第93条の規定による組合員たる資格を有する者等の工場等への立入り及び業務等の検査の実施		○				
	5 同法第97条第2項において準用する同法第96条第5項の規定による商工組合への組織変更の認可		○				
七 中小企業団体の組織に関する法律施行令第11条第4項において準用する中小企業等協同組合法施行令第2条の規定により知事の権限に属するものとされた中小企業団体の組織に関する法律に基づく事務	1 同法第96条第5項の規定による事業協同組合の組織変更の認可		○				
八 中小企業等協同組合法第111条の規定により知事の権限に属するものとされた同法に基づく事務	1 同法第9条の2の2第2項の規定による交渉ができないとき等のあっせん又は調停		○				
	2 同法第27条の2第1項の規定による組合の設立の認可(信用協同組合又は火災共済協同組合の設立に係るものを除く。)		○				
	3 同法第51条第2項の規定による定款の変更の認可 (一) 火災共済協同組合に係るもの (二) (一)以外のもの(信用協同組合に係るものを除く。)		○	○			
	4 同法第57条の2の規定による火災共済協同組合等の事務方法等の変更の認可		○				
	5 同法第62条第4項の規定による火災共済協同組合等の解散の認可		○				
	6 同法第63条第3項の規定による組合の合併の認可(信用協同組合に係るものを除く。)		○				
	7 同法第82条の2の規定による中小企業団体中央会の設立の認可		○				
	8 同法第82条の10第4項において準用する同法第48条の規定による会員による総会の招集の承認(信用協同組合に係るものを除く。)		○				
	9 同法第82条の10第4項において準用する同法第51条第2項の規定による中小企業団体中央会の定款の変更の認可		○				
	10 同法第105条第2項の規定による組合等の業務又は会計の状況の検査(信用協同組合に係るものを除く。)		○				
	11 同法第105条の4の規定による組合等からのその業務等に関する報告の徴収又は業務等の状況の検査(信用協同組合に係るものを除く。)		○				
	12 同法第106条第1項の規定による必要な措置の命令(信用協同組合に係るものを除く。)		○				
九 商工会法第61条第1項の規定による通商産業大臣の権限の委任に関する政令(昭和35年政令第149号)の規定により知事の権限に属するものとされた商工会法(昭和35年法律第89号)に基づく事	1 同法第23条第1項(同法第55条の15において準用する場合を含む。)の規定による商工会の設立の認可		○				
	2 同法第42条第3項(同法第48条第5項又は第55条の18第4項において準用する場合を含む。)の規定による会員による総会の招集の承認		○				
	3 同法第44条第2項(同法第48条第5項又は第55条の18第4項において準用する場合を含む。)の規定による商工会の定款の変更の認可		○				
	4 同法第49条(同法第55条の18第5項において準用する場合を含む。)の規定による設立の登記をした旨の届出の受理		○				
	5 同法第50条第1項(同法第55条の18第5項において準用する場合を含む。)の規定による商工会からの業務に関する報告の徴収及び商工会の事務所への立入検査の実施		○				

務	6	同法第51条第1項(同法第55条の18第5項において準用する場合を含む。)の規定による商工会の業務の一部の停止及び設立の認可の取消し	○					
	7	同法第51条第1項又は第2項(これらの規定を同法第55条の18第5項において準用する場合を含む。)の規定による商工会に対する警告		○				
	8	同法第51条第2項又は第4項(同法第55条の18第5項において準用する場合を含む。)の規定による設立の認可の取消し	○					
	9	同法第51条第3項(同法第55条の18第5項において準用する場合を含む。)の規定による商工会に対する勧告		○				
	10	同法第52条第2項(同法第55条の18第6項において準用する場合を含む。)の規定による解散の届出の受理		○				
	11	同法第53条(同法第55条の18第6項において準用する場合を含む。)の規定による清算人の選任		○				
	12	同法第54条第1項又は第2項(これらの規定を同法第55条の18第6項において準用する場合を含む。)の規定による財産処分の方法の認可		○				
	13	同法第55条(同法第55条の18第6項において準用する場合を含む。)において準用する民法第83条の規定による清算が終了した旨の届出の受理		○				
	十 商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)第88条の規定により知事の権限に属するものとされた同法に基づく事務(商店街振興組合連合会に係るものに限る。)	1	同法第36条第1項の規定による組合の設立の認可	○				
		2	同法第59条の規定による組合員による総会の招集の承認		○			
		3	同法第62条第2項の規定による組合の定款の変更の認可		○			
		4	同法第73条第3項の規定による組合の合併の認可		○			
		5	同法第81条の規定による組合の業務又は会計の状況の検査		○			
6		同法第84条の規定による組合からのその業務等に関する報告の徴収又は業務等の状況の検査		○				
7		同法第85条の規定による組合に対する必要な措置の命令	○					
十一 割賦販売法施行令(昭和36年政令第341号)第15条第2項の規定により知事の権限に属するものとされた割賦販売法(昭和36年法律第159号)に基づく事務	1	同法第43条の規定による営業に関する報告の徴収		○				
	2	同法第44条の規定による営業所等への立入検査	○					
十二 商工会議所法施行令(昭和28年政令第315号)第7条の規定により知事の権限に属するものとされた商工会議所法(昭和28年法律第143号)に基づく事務	1	同法第7条第2項の規定による税額の決定の許可		○				
	2	同法第10条第2項の規定による商工業者法定台帳の作成期間の延長		○				
	3	同法第12条第1項の規定による特定商工業者に対する負担金の賦課の許可		○				
	4	同法第46条第2項の規定による定款の変更の認可		○				
	5	同法第57条の規定による収支決算書等の報告の徴収		○				
	6	同法第58条第1項の規定による商工会議所からの報告の徴収及び業務の状況等の検査の実施		○				
	7	同法第59条第1項の規定による商工会議所に対する警告		○				
	8	同法第59条第1項第1号の規定による商工会議所の業務の一部の停止	○					
十三 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行令(平成5年政令第218号)第3条の規定により知事の権限に属するものとされた商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成5年法律第51号)に基づく事務	1	同法第5条第1項の規定による基盤施設計画の認定	○					
	2	同法第6条第1項の規定による基盤施設計画の変更の認定	○					
	3	同法第6条第2項の規定による認定基盤施設計画の認定の取消し	○					
	4	同法第18条第1項の規定による連携計画の認定	○					
	5	同法第19条第1項の規定による連携計画の変更の認定	○					
	6	同法第19条第2項の規定による認定連携計画の認定の取消し	○					
	7	同法第22条第1項の規定による商工会等からの事業の実施状況の報告の徴収	○					
経営流通課	一 協同組合による金融事業に関する法律(昭和24年法	1	同法第3条第1項第1号の規定による中小企業等協同組合法第9条の8第2項第1号に掲げる事業の認可	○				
		2	同法第3条第1項第2号の規定による中小企業等協同組合法第9条の8	○				

律第183号)第7条の規定により知事の権限に属するものとされた同法に基づく事務	第2項第9号に掲げる事業の認可のうち同法に規定する募集の取扱いの事業の認可						
	3 同法第3条第1項第3号の規定による中小企業等協同組合法第9条の8第7項の規定により行う不特定かつ多数の者を相手方とする同項に規定する事業の認可	○					
	4 同法第3条第1項第4号の規定による中小企業等協同組合法第9条の8第8項の規定により行う同項に規定する信託業務に係る事業の認可	○					
	5 同法第3条第1項第5号の規定による中小企業等協同組合法第9条の8第9項の規定により行う同項に規定する事業の認可	○					
	6 同法第3条第1項第6号の規定による中小企業等協同組合法第9条の9第5項の規定により行う同法第9条の8第2項第4号又は第5号に掲げる事業の認可	○					
	7 同法第3条第1項第7号の規定による業務の種類又は方法の変更の認可	○					
	8 同法第3条第1項第8号の規定による中小企業等協同組合法第33条第1項第4号の事務所の位置の変更の認可	○					
	9 同法第3条第1項第9号の規定による代理店の設置又は廃止の認可	○					
	10 同法第6条において準用する銀行法(昭和56年法律第59号)第13条第1項ただし書の規定による信用協同組合に係る信用の供与に係る承認	○					
	11 同法第6条において準用する銀行法第14条の2の規定による信用協同組合等の経営の健全性を判断するための基準の設定	○					
	12 同法第6条において準用する銀行法第16条第1項の規定による信用協同組合等の臨時の業務の休止の届出の受理	○					
	13 同法第6条において準用する銀行法第19条第1項の規定による信用協同組合等の業務報告書の受理	○					
	14 同法第6条において準用する銀行法第24条第1項の規定による信用協同組合等に対する業務等の状況に関する報告又は資料提出の要求		○				
	15 同法第6条において準用する銀行法第25条第1項の規定による信用協同組合等の営業所等への立入検査		○				
	16 同法第6条において準用する銀行法第26条の規定による信用協同組合等に対する必要な措置の命令	○					
	17 同法第6条において準用する銀行法第27条の規定による信用協同組合等に対する業務の停止等	○					
	18 同法第6条において準用する銀行法第28条の規定による信用協同組合等に対する解散の命令	○					
	19 同法第6条において準用する銀行法第37条第1項第3号の規定による信用協同組合等の解散についての株主総会の決議の認可	○					
	20 同法第7条の2の規定による信用協同組合等に係る認可を受けた事項の実行等の届出の受理	○					
	21 同法第7条の3第1項の規定による信用協同組合等に係る認可又は承認への条件の付与等	○					
	22 同法第7条の4ただし書の規定による信用協同組合等に係る認可を受けた事項を実行しないことの承認	○					
	二 信用保証協会法施行令(昭和28年政令第271号)第2条の規定により知事の権限に属するものとされた信用保証協会法(昭和28年法律第196号)に基づく事務	1 同法第33条の規定による協会の業務方法書の変更の認可		○			
2 同法第34条の規定による協会の事業報告書の受理				○			
3 同法第35条の規定による協会からの報告の徴収又は協会の事務所への立入り及び協会の業務若しくは財産状況若しくは帳簿書類等の検査の実施				○			
三 貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第5条の規定による貸金業者の登録			○			
	2 同法第35条第1項の規定による貸金業協会からの報告等の徴収又は貸金業協会の業務を行う場所への立入検査			○			
	3 同法第36条の規定による貸金業者に対する業務の停止命令		○				
	4 同法第37条の規定による貸金業者の登録の取消し		○				
	5 同法第38条第1項の規定による所在不明の貸金業者の公告			○			
	6 同法第38条第1項の規定による所在不明の貸金業者の登録の取消し		○				
	7 同法第40条の規定による貸金業者の登録の消除			○			
	8 同法第41条第1項の規定による監督処分を行った旨の公告			○			
	9 同法第41条第2項の規定による監督処分を行った旨の大蔵大臣への報告			○			
	10 同法第42条第1項の規定による貸金業者からの報告の徴収			○			
	11 同法第42条第2項の規定による貸金業者の営業所等への立入検査			○			

四 鳥取県中小企業 経営健全化資金貸 付規則(昭和41年 4月鳥取県規則第 10号)に基づく知 事の権限に属する 事務	1 同規則第3条の規定による金融機関の指定			○			
	2 同規則第3条の規定による金融機関が中小企業者に長期運転資金を貸し 付けるための資金の貸付け			○			
五 鳥取県特別金融 対策資金貸付規則 (昭和41年4月鳥 取県規則第11号) に基づく知事の権 限に属する事務	1 同規則第3条の規定による金融機関の指定			○			
	2 同規則第3条の規定による金融機関が中小企業者等に特別金融対策資金 を貸し付けるための資金の貸付け			○			
六 中小企業近代化 資金等助成法(昭 和31年法律第115 号)に基づく知事 の権限に属する事 務	1 同法第4条の規定による一の貸付対象金額の決定			○			
	2 同法第7条の規定による中小企業設備近代化資金の支払期日前の償還の 請求			○			
	3 同法第8条の規定による中小企業設備近代化資金の貸付金の償還の免除			○			
七 鳥取県中小企業 高度化資金等貸付 規則(昭和63年3 月鳥取県規則第31 号)に基づく知事 の権限に属する事 務	1 同規則第7条の規定による貸付けの決定及びその旨の通知			○			
	2 同規則第8条の規定による貸付決定の取消し又は貸付決定の内容の変更			○			
	3 同規則第9条第2項の規定による貸付金の交付				○		
	4 同規則第11条第3項の規定による新たな連帯保証人等の承認			○			
	5 同規則第12条ただし書の規定による貸付対象事業の完了の期限の延期の 承認			○			
	6 同規則第13条第2項の規定による完了検査の実施 (一) 米子市、境港市、西伯郡及び日野郡の区域に係るもの					○	米子商工労政事務 所長
	(二) (一)以外の区域に係るもの				○		
	7 同規則第15条の規定による貸付条件の変更			○			
	8 同規則第16条の規定による償還期間の満了前における貸付金の一時償還 の請求			○			
	9 同規則第17条の規定による違約金の徴収及び違約金支払の請求			○			
	10 同規則第18条の規定による合併、法人化等による組織変更等の承認			○			
11 同規則第20条第2項の規定による貸付対象事業についての報告の要求、 検査又は必要な指示				○			
八 鳥取県中小企業 設備資金貸付規則 (昭和39年10月鳥 取県規則第55号) に基づく知事の権 限に属する事務	1 同規則第3条第1項第4号の規定による業種の指定			○			
九 中小企業等協同 組合法第111条の 規定により知事の 権限に属するもの とされた同法に基 づく事務(信用協 同組合に係るもの に限る。)	1 同法第27条の2第1項の規定による設立の認可			○			
	2 同法第31条の規定による成立の届出の受理				○		
	3 同法第35条の2の規定による役員の変更の届出の受理				○		
	4 同法第48条の規定による組合員による総会の招集の承認				○		
	5 同法第51条第2項の規定による信用協同組合の定款の変更の認可			○			
	6 同法第62条第2項の規定による信用協同組合の解散の届出の受理			○			
	7 同法第63条第3項の規定による組合の合併の認可			○			
	8 同法第105条第2項の規定による組合等の業務又は会計の状況の検査				○		
	9 同法第105条の4の規定による組合等からのその業務等に関する報告の 徴収又は業務等の状況の検査				○		
	10 同法第106条第1項の規定による必要な措置の命令				○		
	11 同法第106条第2項の規定による解散命令			○			
十 大規模小売店舗 における小売業の 事業活動の調整に 関する法律(昭和 48年法律第109号) に基づく知事の権 限に属する事務	1 同法第3条第2項の規定による調整が行われることがある旨の公示(以 下十において「調整の公示」という。)				○		
	2 同法第3条第3項の規定による建物に係る表示又は調整の公示				○		
	3 同法第3条第5項の規定による調整の公示が効力を失う旨の公示				○		
	4 同法第3条第6項の規定による調整の公示が効力を失う旨の公示				○		
	5 同法第3条の2第2項の規定による調整の公示をして差し支えない旨の 通商産業大臣への通知				○		
	6 同法第3条の2第3項の規定による調整の公示				○		
	7 同法第7条第1項の規定による届出に係る開店日の繰下げ等の勧告			○			

	8 同法第8条第1項の規定による勧告に係る開店日の繰下げ等の命令		○					
	9 同法第10条の規定による営業に関する行為に係る勧告		○					
	10 同法第14条の規定による営業の停止の命令		○					
	11 同法第14条の2第1項の規定による種別変更前にされた届出に係る書類の引継ぎ			○				
	12 同法第15条の規定による開店日等の市町村の長等への通知			○				
	13 同法第15条の2第1項の規定による通商産業大臣に対する意見の申出		○					
	14 同法第15条の3の規定による国の関係行政機関の長に対する助言の要請			○				
	15 同法第16条の規定による建物の設置者等からの報告の徴収又は事務所等への立入検査			○				
十一 小売商業調整特別措置法(昭和34年法律第155号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第2条の規定による購買会事業を行う者に対する従業員以外の者に購買会事業を利用させることの禁止又は従業員以外の者には購買会事業を利用させない旨を購買会事業を行う場所に明示すること等の措置の命令		○					
	2 同法第15条の規定による紛争のあっせん又は調停			○				
	3 同法第16条第1項の規定による調停員の委嘱			○				
	4 同法第16条の3の規定による事業の開始又は拡大の時期の繰下げ等の勧告			○				
	5 同法第16条の4の規定による事業の実施の一時停止の勧告			○				
	6 同法第16条の5の規定による勧告に係る措置を採るべきことの命令			○				
	7 同法第17条の規定による紛争の当事者への紛争を解決するための必要な勧告			○				
	8 同法第19条の規定による購買会事業を行う者等に対する報告の請求又はこれらの者の事務所等への立入り及び業務の状況等の検査及びこれに係る立入検査証の交付				○			
十二 中小企業近代化促進法(昭和38年法律第64号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第8条第1項の規定に基づき主務大臣が行う中小企業者に対する合併等に係る承認に係る申請書の受理及びこれに対する意見の具申		○					
十三 中小企業指導法(昭和38年法律第147号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第4条の規定による中小企業指導事業の実施に関する計画の決定及びこれの通商産業大臣への届出		○					
	2 同法第7条の規定による特定指定事業を行う者の指定			○				
十四 中小企業指導事業の実施に関する基準を定める省令(昭和38年通商産業省令第123号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第3条に規定する診断の実施 (一) 同条第1号から第3号まで及び第5号から第9号までに規定する診断に係るもの (1) 米子市、境港市、西伯郡及び日野郡の区域に係るもの (2) (1)以外の区域に係るもの (二) 同条第4号、第10号及び第11号に規定する診断に係るもの				○		米子商工労政事務所長	
	2 同令第4条第1項第5号ハの規定による診断を担当する者の資格に係る推薦			○				
	3 同令第5条の規定による診断を担当する能力を有する者の認定			○				
	4 同令第7条の規定による診断勧告書の交付 (一) 同令第3条第1号から第3号まで及び第5号から第9号までに規定する診断に係るもの (1) 米子市、境港市、西伯郡及び日野郡の区域に係るもの (2) (1)以外の区域に係るもの (二) 同令第3条第4号、第10号及び第11号に規定する診断に係るもの					○		米子商工労政事務所長
	5 同令第9条に規定する診断勧告書の内容の実施等に関する指導 (一) 米子市、境港市、西伯郡及び日野郡の区域に係るもの (二) (一)以外の区域に係るもの					○		米子商工労政事務所長
	6 同令第11条及び第12条に規定する研修の基準に基づく研修の実施				○			
十五 中小小売商業振興法施行令(昭和48年政令第286号)第12条の規定により知事の権限に属するものとされた中小小売商業	1 同法第4条第1項から第3項まで及び第6項の規定による高度化事業計画の認定		○					
	2 同法第13条第1項の規定による高度化事業を実施する者からの実施状況の報告の徴収			○				

	振興法 (昭和48年法律第101号)に基づく事務								
十六	中小小売商業振興法施行令第12条の規定により知事の権限に属するものとされた同令に基づく事務	1	同令第9条第1項の規定による高度化事業計画の変更の認定					○	
		2	同令第9条第2項の規定による高度化事業計画の認定の取消し					○	
十七	特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法 (平成3年法律第82号)に基づく知事の権限に属する事務	1	同法第5条第1項の規定による基本構想の承認					○	
		2	同法第6条第1項の規定による基本構想の変更の承認					○	
十八	中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律 (昭和52年法律第74号)に基づく知事の権限に属する事務	1	同法第6条第3項の規定による主務大臣に対する意見の申出					○	
十九	輸入品専門売場の設置に関する大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の特例に関する法律 (平成3年法律第81号)に基づく知事の権限に属する事務	1	同法第3条の規定による輸入品専門売場に係る届出の受理					○	
		2	同法第4条の規定による開店日の繰上げ等の届出の受理					○	
		3	同法第6条の規定による必要な措置を採るべきことの勧告					○	
		4	同法第7条の規定による勧告に従うべきことの命令					○	
		5	同法第8条の規定による営業の停止命令					○	
		6	同法第9条の規定による氏名等の変更の届出の受理					○	
		7	同法第13条において準用する大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律第16条の規定による報告の徴収又は事務所等への立入検査					○	
二十	中小企業流通業務効率化促進法 (平成4年法律第65号)第17条の規定により知事の権限に属するものとされた同法に基づく事務	1	同法第4条第1項の規定による効率化計画の認定					○	
		2	同法第5条第1項の規定による効率化計画の変更の認定					○	
		3	同法第5条第2項の規定による効率化計画の認定の取消し					○	
		4	同法第15条の規定による報告の徴収					○	
工業振興課	一 鳥取県工場設置促進条例 (昭和42年3月鳥取県条例第4号)に基づく知事の権限に属する事務	1	同条例第2条の規定による奨励金の交付					○	
		2	同条例第5条の規定による奨励金交付申請書の受理					○	
		3	同条例第6条第2項の規定による奨励金の交付を受ける資格を有する者及び奨励金の交付を受けている者について相続又は合併があった旨の届出の受理					○	
		4	同条例第7条の規定による奨励金の交付の中止又は既に交付した奨励金の返還の命令					○	
二	工場立地法施行令 (昭和49年政令第29号)第5条の規定により知事の権限に属するものとされた工場立地法 (昭和34年法律第24号)に基づく事務	1	同法第9条第1項又は第2項の規定による特定工場に関する勧告					○	
		2	同法第10条第1項の規定による勧告に係る事項の変更命令					○	
		3	同法第11条第2項又は第3項の規定による期間の短縮					○	
三	農村地域工業等導入促進法 (昭和46年法律第112号)に基づく知事の権	1	同法第4条第1項の規定による基本計画の策定					○	
		2	同法第5条第1項又は第2項の規定による実施計画の策定					○	
		3	同法第5条第8項の規定による市町村からの協議に対する回答					○	

限に属する事務								
四 鉱業法(昭和25年法律第289号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第24条の規定による通商産業局長からの協議に対する回答		○					
五 鳥取県工業試験場手数料条例(昭和30年3月鳥取県条例第9号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同条例第3条の規定による手数料の減免						○	工業試験場長
	2 同条例別表の規定による手数料の額の決定						○	工業試験場長
六 鳥取県食品加工研究所手数料条例(昭和33年4月鳥取県条例第10号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同条例第4条の規定による手数料の減免						○	食品加工研究所長
	2 同条例別表の規定による手数料の額の決定						○	食品加工研究所長
七 特定中小企業集積の活性化に関する臨時措置法(平成4年法律第44号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第7条第4項の規定による進出計画の承認		○					
	2 同法第8条第2項の規定による承認進出計画の承認の取消し		○					
	3 同法第8条第3項において準用する同法第7条第4項の規定による承認進出計画の変更の承認		○					
	4 同法第9条第4項の規定による円滑化計画の承認		○					
	5 同法第10条第2項の規定による承認円滑化計画の承認の取消し		○					
	6 同法第10条第3項において準用する同法第9条第4項の規定による承認円滑化計画の変更の承認		○					
八 特定中小企業者の新分野進出等による経済的構造的变化への適応の円滑化に関する臨時措置法(平成5年法律第93号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第3条第3項の規定による新分野進出等計画の承認		○					
	2 同法第4条第2項の規定による承認新分野進出等計画の承認の取消し		○					
	3 同法第4条第3項において準用する同法第3条第3項の規定による承認新分野進出等計画の変更の承認		○					
	4 同法第6条の2第2項において準用する同法第3条第3項の規定による事業展開計画の承認		○					
	5 同法第6条の2第2項において準用する同法第4条第2項の規定による承認事業展開計画の承認の取消し		○					
	6 同法第6条の2第2項において準用する同法第4条第3項の規定による承認事業展開計画の変更の承認		○					
	7 同法第7条第2項において準用する同法第3条第3項の規定による事業開始計画の承認		○					
	8 同法第7条第2項において準用する同法第4条第2項の規定による承認事業開始計画の承認の取消し		○					
	9 同法第7条第2項において準用する同法第4条第3項の規定による承認事業開始計画の変更の承認		○					
	10 同法第10条第1項の規定による特別中小企業者の認定		○					
九 中小企業の創造的業務活動の促進に関する臨時措置法(平成7年法律第47号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第4条第1項の規定による研究開発等事業計画の認定		○					
	2 同法第5条第1項の規定による認定研究開発等事業計画の変更の認定		○					
	3 同法第5条第2項の規定による認定研究開発等事業計画の認定の取消し		○					
	4 同法第10条第1項の規定による個人の特定中小企業者に係る事業開始後5年を経過していないことの認定		○					
十 その他の事務	1 企業誘致に係る事務		○					
観光課 一 旅行業法施行令(昭和46年政令第338号)の規定により知事の権限に属するものとされた旅行業法(昭和27年法律第239号)に基づく事務	1 同法第5条第1項の規定による旅行業又は旅行業者代理業の登録		○					
	2 同法第6条第1項(同法第6条の3第2項において準用する場合を含む。)の規定による登録の拒否		○					
	3 同法第6条の3第1項の規定による有効期間の更新の登録		○					
	4 同法第6条の4第4項の規定による登録事項の変更の届出があった事項の登録		○					
	5 同法第7条第4項(同法第8条第3項において準用する場合を含む。)の規定による営業保証金の供託の届出をすべき旨の催告		○					
	6 同法第7条第5項(同法第8条第3項において準用する場合を含む。)の規定による旅行業の登録の取消し		○					
	7 同法第12条の2第1項の規定による旅行業約款の認可及びその変更の認可		○					
	8 同法第18条の3の規定による業務改善命令		○					

	9 同法第19条第1項又は第2項の規定による旅行業務の停止の命令又は旅行業者若しくは旅行業者代理業の登録の取消し	○				
	10 同法第20条第1項又は第2項の規定による旅行業者又は旅行業者代理業の登録の抹消		○			
	11 同法第23条第1項の規定による意見の聴取		○			
	12 同法第23条第3項の規定による意見を聴取しないで行う登録の拒否等		○			
	13 同法第25条の規定による旅行業者等の団体の届出の受理			○		
	14 同法第26条第1項及び第2項の規定による旅行業者等の業務に関する報告の徴収及び旅行業者等の営業所等への立入検査の実施			○		
二 旅行業法施行規則(昭和46年運輸省令第61号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第49条第1項の規定による意見聴取会の議長の指名		○			
三 通訳案内業法(昭和24年法律第210号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第3条の規定による通訳案内業の免許		○			
	2 同法第14条の規定による通訳案内業の免許の取消し又は営業の停止の命令		○			
四 国際観光ホテル整備法施行令(昭和25年政令第186号)第2条の規定により知事の権限に属するものとされた国際観光ホテル整備法(昭和24年法律第279号)に基づく事務	1 同法第12条第2項又は第13条第2項(これらの規定を同法第18条第2項において準用する場合を含む。)の規定による必要な措置を講ずべきことの指示			○		
	2 同法第44条第1項及び第3項の規定による登録ホテル業等を営む者の事業に関する報告の徴収及び登録ホテル等への立入検査の実施			○		
労政能力開発課	一 労働関係調整法施行令(昭和21年勅令第478号)に基づく知事の権限に属する事務			○		
	1 同令第10条の4第4項の規定による公益事業に関する事件についての争議行為がなされる日時等の公表		○			
	二 労働組合法施行令(昭和24年政令第231号)に基づく知事の権限に属する事務			○		
	1 同令第21条第1項の規定による使用者団体又は労働組合に対する地方労働委員会の使用者委員又は労働者委員の候補者の推薦の要求		○			
三 中小企業退職金共済法施行規則(昭和34年労働省令第23号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第4条第2項第1号の規定による中小企業者であることの証明 (一) 米子市、境港市、西伯郡及び日野郡の区域に係るもの				○	米子商工労政事務所長
	(二) (一)以外の区域に係るもの			○		
	2 同令第22条第2項の規定による不正受給の動機が他人の圧迫によるやむを得ないものであったことの証明 (一) 米子市、境港市、西伯郡及び日野郡の区域に係るもの				○	米子商工労政事務所長
	(二) (一)以外の区域に係るもの			○		
	3 同令第36条第1項の規定による常時5人未満の従業員を雇用する者であることの証明 (一) 米子市、境港市、西伯郡及び日野郡の区域に係るもの				○	米子商工労政事務所長
	(二) (一)以外の区域に係るもの			○		
	4 同令第39条の規定による再び中小企業者になったことの証明 (一) 米子市、境港市、西伯郡及び日野郡の区域に係るもの				○	米子商工労政事務所長
	(二) (一)以外の区域に係るもの			○		
四 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第5条の規定による職業能力開発計画の策定及びその変更		○			
	2 同法第6条の規定による職業訓練等の実施についての勧告		○			
	3 同法第15条の2第1項の規定による事業主等の行う職業訓練等に関する援助の実施			○		
	4 同法第15条の6第3項の規定による教育訓練を受けさせることの決定				○	高等技術専門校長
	5 同法第24条の規定による事業主等の行う職業訓練の認定及び認定の取消		○			



	し						
	6 同法第35条第1項の規定による職業訓練法人の設立の認可		○				
	7 同法第41条第2項又は第3項の規定による職業訓練法人の残余財産の帰属の認可		○				
	8 同法第42条の規定による職業訓練法人の設立の認可の取消し		○				
	9 同法第64条第4項の規定による技能検定試験の実施等を県職業能力開発協会に行わせることの決定		○				
	10 同法第94条において準用する同法第75条第2項の規定による県職業能力開発協会の定款の変更の認可		○				
	11 同法第94条において準用する同法第77条第2項の規定による県職業能力開発協会の役員を選任の認可		○				
	12 同法第102条の規定による認定職業訓練に関する事項についての報告の要求			○			
五 職業能力開発促進法施行令(昭和44年政令第258号)第2条の規定により知事の権限に属するものとされた職業能力開発促進法に基づく事務	1 同法第64条第2項の規定による技能検定試験の実施			○			
	2 同法第65条の規定による合格証書の交付			○			
六 職業能力開発促進法施行令第6条の規定により知事の権限に属するものとされた職業能力開発促進法に基づく事務	1 同法第28条の規定による職業訓練指導員の免許			○			
	2 同法第29条の規定による職業訓練指導員の免許の取消し		○				
	3 同法第30条第1項の規定による職業訓練指導員試験の実施			○			
	4 同法第30条第5項の規定による実技試験又は学科試験の全部又は一部の免除			○			
七 鳥取県訓練手当支給規則(昭和42年3月鳥取県規則第11号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第11条第2項の規定による訓練手当の受給資格の認定(職場適応訓練に係るものを除く。)			○			
八 鳥取県職業訓練受講奨励資金貸与規則(昭和62年9月鳥取県規則第57号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第9条の規定による受講資金の貸与の決定			○			
	2 同規則第15条第1項の規定による受講資金の返還債務の履行の猶予			○			
	3 同規則第16条第3項の規定による受講資金の返還債務の免除		○				
九 鳥取県立高等技術専門校の位置、名称等を定める条例(昭和44年10月鳥取県条例第37号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同条例第3条の規定による専門校の利用の許可					○	高等技術専門校長
十 鳥取県立高等技術専門校規則(昭和45年2月鳥取県規則第6号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第2条第2項の規定による短期課程の普通職業訓練の訓練科並びにその訓練生定員及び訓練期間の決定		○				
	2 同規則第3条の規定による教科及び訓練時間の決定		○				
	3 同規則第4条の規定による休業日の決定又は変更					○	高等技術専門校長
	4 同規則第5条の規定による臨時の休業の決定					○	高等技術専門校長
	5 同規則第7条の規定による入校者の決定					○	高等技術専門校長
	6 同規則第10条の規定による入寮の許可					○	高等技術専門校長
	7 同規則第12条の規定による退校の許可					○	高等技術専門校長
	8 同規則第13条の規定によるほう賞の実施					○	高等技術専門校長
	9 同規則第14条の規定による生徒に対する指示、訓告又は出席停止の命令					○	高等技術専門校長
	10 同規則第15条の規定による退校の命令					○	高等技術専門校長
十一 雇用対策法(昭和41年法律第132号)に基づく知	1 同法第13条第2号の規定による求職者の知識及び技能の習得を容易にするための給付金の支給			○			

事の権限に属する事務								
職業安定課	十二 その他の事務	1 労働関係及び労働情勢の調査及び報告						○
	一 職業安定法(昭和22年法律第141号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第7条の規定による所部職員及び公共職業安定所長の指揮監督						○
		2 同法第14条の規定による労働力の需要供給に関する調査報告						○
	二 職業安定法施行令(昭和28年政令第242号)第5条第1項の規定により知事の権限に属するものとされた職業安定法に基づく事務	1 同法第36条又は第37条の規定による労働者の募集の許可						○
		2 同法第38条第2項の規定による労働者の募集時期等の指示						○
		3 同法第50条第1項の規定による職業紹介事業若しくは労働者の募集の業務の停止又は募集の業務の許可の取消し						○
	三 職場適応訓練委託規則(昭和39年1月鳥取県規則第4号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第6条の規定による職場適応訓練の委託契約の締結						○
		2 同規則第6条の2第1項の規定による職場実習特例委託契約の締結						○
		3 同規則第11条第3項の規定による職場適応訓練の委託契約の変更又は解除の諾否の決定						○
		4 同規則第12条の規定による職場適応訓練の委託契約の変更又は解除						○
		5 同規則第13条の規定による職場適応訓練費の返還の命令						○
		6 同規則第14条の規定による職場適応訓練の受託事業主に対する職場適応訓練の実施状況に関する報告の要求又は調査						○
四 鳥取県訓練手当支給規則に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第11条第2項の規定による訓練手当の受給資格の認定(職場適応訓練に係るものに限る。)						○	
五 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第5条第1項の規定による求職者である障害者についての適応訓練の実施						○	
六 雇用対策法に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第13条の規定による職業転換給付金(同条第2号に規定する給付金を除く。)の支給						○	
七 労働省所管国有財産取扱規程(昭和27年労働省訓令第2号)に基づく知事の権限に属する事務(雇用保険課の所掌事務に係るものを除く。)	1 同令第17条の規定による土地及び建物以外の公用財産の取得						○	
	2 同令第24条の規定による国以外の者に対する公用財産の使用の許可						○	
	3 同令第25条の規定による公用財産の他の官庁への供用又は他の官庁の公用財産の使用						○	
	4 同令第26条の規定による公用財産の他の部局への供用又は他の部局の公用財産の使用						○	
	5 同令第36条第1項の規定による公用財産の所管換え、購入、新築、増築、用途廃止、使用の許可等						○	
	6 同令第38条の規定による国有財産又は国有財産となるべき物件の価格の評定						○	
	7 同令第41条の規定による国有財産の換地、引渡し等						○	
雇用保険課	一 雇用保険法施行令(昭和50年政令第25号)第1条の規定により知事が行うものとされた雇用保険法(昭和49年法律第116号)に基づく事務	1 同法第6条第4号の規定による市町村その他これに準ずるものの事業に雇用される者について同法を適用しない旨の認定						○
		二 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第42条の規定による事業主等に対する報告等の命令					○
		2 同法第43条第1項の規定による事業主等の事業所等への立入検査						○
	三 労働保険の保険	1 同法第9条の規定による事業主が同一人である二以上の事業の保険関係						○

	料の徴収等に関する法律施行令(昭和47年政令第46号)第6条第2項の規定により知事の権限に属するものとされた労働保険の保険料の徴収等に関する法律に基づく事務	を一の保険関係とすることの認可及び当該認可に係る事業のうち労働者が使用されるとみなされる事業の指定						
		2 同法第33条第2項又は第4項の規定による労働保険事務の業務を行うことの認可又は当該認可の取消し	○					
四	労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行令附則第2項の規定により知事の権限に属するものとされた労働保険の保険料の徴収等に関する法律に基づく事務	1 同法附則第2条第1項の規定による雇用保険暫定任意適用事業の事業主に係る雇用保険の加入の認可	○					
		2 同法附則第4条第1項の規定による雇用保険暫定任意適用事業の事業主に係る雇用保険関係の消滅の認可	○					
五	労働保険事務組合に対する報奨金に関する政令(昭和48年政令第195号)第3条の規定により知事の権限に属するものとされた同令に基づく事務	1 同令第1条の規定による報奨金の交付		○				
六	労働省所管国有財産取扱規程に基づく知事の権限に属する事務(雇用保険課の所掌事務に係るものに限る。)	1 同令第17条の規定による土地及び建物以外の公用財産の取得		○				
		2 同令第24条の規定による国以外の者に対する公用財産の使用の許可		○				
		3 同令第25条の規定による公用財産の他の官庁への供用又は他の官庁の公用財産の使用		○				
		4 同令第26条の規定による公用財産の他の部局への供用又は他の部局の公用財産の使用		○				
		5 同令第36条第1項の規定による公用財産の所管換え、購入、新築、増築、用途廃止、使用の許可等		○				
		6 同令第38条の規定による国有財産又は国有財産となるべき物件の価格の評定		○				
		7 同令第41条の規定による国有財産の換地、引渡し等		○				
農林水産部共通	農林土木工事 (大山山ろく地域における総合農地開発事業、畑地帯総合整備事業、米子地方農林振興局及び日野地方農林振興局の管轄区域にわたる農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業並びに下蚊屋地区ほ場整備事業、沿岸漁場整備開発事業並びに漁港整備事業に係る農林土木工事を除く。以下一及び二において同じ。)に係る知事の権限に属する事務	1 農林土木工事の執行の決定 (一) 請負対象設計金額(請負契約の対象となる部分の設計金額をいう。以下一及び二において同じ。)が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が500万円以上2億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象設計金額が500万円未満の工事に係るもの	○			○		
		2 農林土木工事に係る起工の決定 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が1億円以上2億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象設計金額が7,000万円以上1億円未満の工事に係るもの (四) 請負対象設計金額が7,000万円未満の工事に係るもの	○		○		○	地方農林振興局長
		3 農林土木工事に係る設計の変更 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (1) 契約金額の2割以上の増減を伴うもの (2) (1)以外のもの (二) 請負対象設計金額が1億円以上2億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象設計金額が7,000万円以上1億円未満の工事に係るもの (1) 国庫負担金又は国庫補助金の交付の対象となる工事で設計の変更について主務大臣等の承認を必要とするものに係るもの (2) 契約金額の5割以上の増を伴うもの (3) (1)以外及び(2)以外のもの (四) 請負対象設計金額が7,000万円未満の工事に係るもの (1) 国庫負担金又は国庫補助金の交付の対象となる工事で設計の変更について主務大臣等の承認を必要とするものに係るもの	○		○		○	

	(2) 契約金額の5割以上の増を伴うもの(変更後の請負対象設計金額が7,000万円以上となる場合に限る。)		○					
	(3) (1)以外及び(2)以外のもの						○	地方農林振興局長
	4 農林土木工事に係る請負契約の締結を随意契約の方法によることとの決定		○					
	(一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの			○				
	(二) 請負対象設計金額が1,000万円以上1億円未満の工事に係るもの							
	(三) 請負対象設計金額が1,000万円未満の工事に係るもの						○	地方農林振興局長
	5 農林土木工事に係る請負契約の締結の決定							
	(一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの			○				
	(二) 請負対象設計金額が7,000万円以上1億円未満の工事に係るもの				○			
	(三) 請負対象設計金額が7,000万円未満の工事に係るもの						○	地方農林振興局長
	6 農林土木工事に係る土地、水面等の測量及び調査							
	(一) 契約の対象となる部分の金額が1億円以上の工事に係るもの		○					
	(二) 契約の対象となる部分の金額が3,000万円以上1億円未満の工事に係るもの			○				
	(三) 契約の対象となる部分の金額が2,000万円以上3,000万円未満の工事に係るもの				○			
	(四) 契約の対象となる部分の金額が2,000万円未満の工事に係るもの						○	地方農林振興局長
	7 農林土木工事に係る設計又は監督の委託の決定							
	(一) 契約の対象となる部分の金額が1億円以上の工事に係るもの		○					
	(二) 契約の対象となる部分の金額が3,000万円以上1億円未満の工事に係るもの			○				
	(三) 契約の対象となる部分の金額が2,000万円以上3,000万円未満の工事に係るもの				○			
	(四) 契約の対象となる部分の金額が2,000万円未満の工事に係るもの						○	地方農林振興局長
	8 農林土木工事の委託の決定							
	(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの		○					
	(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの			○				
	9 他部局の所掌に係る農林土木工事の受託の決定			○				
二 農林土木工事に係る鳥取県建設工事執行規則に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第5条第1項又は第2項の規定による契約書の作成							
	(一) 請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額。(二)及び(三)において同じ。)が1億円以上の工事に係るもの			○				
	(二) 請負対象設計金額が7,000万円以上1億円未満の工事に係るもの				○			
	(三) 請負対象設計金額が7,000万円未満の工事に係るもの						○	地方農林振興局長
	2 同規則第9条第1項の規定による金銭保証人等を立てることの要求							
	(一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの			○				
	(二) 請負対象設計金額が7,000万円以上1億円未満の工事に係るもの				○			
	(三) 請負対象設計金額が7,000万円未満の工事に係るもの						○	地方農林振興局長
	3 同規則第9条第2項の規定による金銭保証人等の承認							
	(一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの			○				
	(二) 請負対象設計金額が7,000万円以上1億円未満の工事に係るもの				○			
	(三) 請負対象設計金額が7,000万円未満の工事に係るもの						○	地方農林振興局長
	4 同規則第14条第1項(同規則第20条及び第23条において準用する場合を含む。)の規定による予定価格の決定							
	(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの		○					
(二) 請負対象設計金額が1億円以上2億円未満の工事に係るもの			○					
(三) 請負対象設計金額が7,000万円以上1億円未満の工事に係るもの				○				
(四) 請負対象設計金額が7,000万円未満の工事に係るもの						○	地方農林振興局長	
5 同規則第15条(同規則第20条において準用する場合を含む。)の規定による最低制限価格の決定								
(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの		○						
(二) 請負対象設計金額が1億円以上2億円未満の工事に係るもの			○					
(三) 請負対象設計金額が7,000万円以上1億円未満の工事に係るもの				○				
(四) 請負対象設計金額が7,000万円未満の工事に係るもの						○	地方農林振興局長	
6 同規則第19条第1項の規定による入札参加者の指名								
(一) 請負対象設計金額が7,000万円以上の工事に係るもの			○					
(二) 請負対象設計金額が7,000万円未満の工事に係るもの						○	地方農林振興局長	
7 同規則第21条第1項の規定による見積書の提出者の決定								
(一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの		○						
(二) 請負対象設計金額が1,000万円以上1億円未満の工事に係るもの			○					
(三) 請負対象設計金額が1,000万円未満の工事に係るもの						○	地方農林振興局長	
8 同規則第22条の規定による請負契約の相手方の決定								

(一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの	○				
(二) 請負対象設計金額が1,000万円以上1億円未満の工事に係るもの		○			
(三) 請負対象設計金額が1,000万円未満の工事に係るもの				○	地方農林振興局長
9 同規則第26条ただし書の規定による権利義務の譲渡等の承認					
(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。）に係るもの	○				
(二) 請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。）が2億円未満の工事に係るもの		○			
10 同規則第27条ただし書の規定による工事の一括下請負等の承認					
(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。）に係るもの	○				
(二) 請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。）が2億円未満の工事に係るもの		○			
11 同規則第28条の規定による下請負者等に関する報告の要求				○	地方農林振興局長
12 同規則第30条第1項の規定による工事の監督の委託					
(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。）に係るもの	○				
(二) 請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。）(三)において同じ。)が1億円以上2億円未満の工事に係るもの		○			
(三) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの			○		
13 同規則第30条第1項の規定による工事の監督の命令				○	地方農林振興局長
14 同規則第33条の規定による措置の要求				○	地方農林振興局長
15 同規則第39条第3項の規定による工事の内容の変更等					
(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。）に係るもの	○				
(二) 請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。）(三)及び(四)において同じ。)が1億円以上2億円未満の工事に係るもの		○			
(三) 請負対象設計金額が7,000万円以上1億円未満の工事に係るもの			○		
(四) 請負対象設計金額が7,000万円未満の工事に係るもの				○	地方農林振興局長
16 同規則第40条第1項前段の規定による工事の内容の変更等					
(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。）に係るもの	○				
(二) 請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。）(三)及び(四)において同じ。)が1億円以上2億円未満の工事に係るもの		○			
(三) 請負対象設計金額が7,000万円以上1億円未満の工事に係るもの			○		
(四) 請負対象設計金額が7,000万円未満の工事に係るもの				○	地方農林振興局長
17 同規則第40条第1項後段（同規則第36条第5項及び第6項、第37条並びに第39条第3項において準用する場合を含む。）の規定による工期等の変更の協議					
(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。）に係るもの	○				
(二) 請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。）(三)及び(四)において同じ。)が1億円以上2億円未満の工事に係るもの		○			
(三) 請負対象設計金額が7,000万円以上1億円未満の工事に係るもの			○		
(四) 請負対象設計金額が7,000万円未満の工事に係るもの				○	地方農林振興局長
18 同規則第40条第2項（同規則第36条第5項及び第6項、第37条並びに第68条第2項において準用する場合を含む。）の規定による増加費用の負担					

の決定							
(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。）に係るもの	○						
(二) 請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。）、(三)において同じ。）が1億円以上2億円未満の工事に係るもの		○					
(三) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの			○				
19 同規則第40条第3項の規定による工事の施工の一時中止							
(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。）に係るもの	○						
(二) 請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。）、(三)及び(四)において同じ。）が1億円以上2億円未満の工事に係るもの		○					
(三) 請負対象設計金額が7,000万円以上1億円未満の工事に係るもの			○				
(四) 請負対象設計金額が7,000万円未満の工事に係るもの					○	地方農林振興局長	
20 同規則第41条の規定による工期の延長の承認							
(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。）に係るもの	○						
(二) 請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。）、(三)及び(四)において同じ。）が1億円以上2億円未満の工事に係るもの		○					
(三) 請負対象設計金額が7,000万円以上1億円未満の工事に係るもの			○				
(四) 請負対象設計金額が7,000万円未満の工事に係るもの					○	地方農林振興局長	
21 同規則第42条第1項の規定による工期の延長			○				
22 同規則第43条第1項の規定による工期の短縮の要求							
(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。）に係るもの	○						
(二) 請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。）、(三)が2億円未満の工事に係るもの		○					
23 同規則第43条第2項の規定による工期を延長しないことの協議							
(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。）に係るもの	○						
(二) 請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。）、(三)が2億円未満の工事に係るもの		○					
24 同規則第43条第3項の規定による請負代金の額の変更の協議							
(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。）に係るもの	○						
(二) 請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。）、(三)が2億円未満の工事に係るもの		○					
25 同規則第44条の規定による請負代金の額の変更の決定							
(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。）に係るもの	○						
(二) 請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。）、(三)が2億円未満の工事に係るもの		○					
26 同規則第45条第5項の規定による費用の負担の協議							
(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。）に係るもの	○						
(二) 請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した	○						

<p>場合によっては、当初の請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。）、(三)において同じ。）が1億円以上2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(三) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの</p>						
<p>27 同規則第48条第2項の規定による天災その他の不可抗力による損害の状況の調査及び確認</p> <p>(一) 請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合においては、当初の請負対象設計金額。(二)において同じ。)が7,000万円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。）に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。）が7,000万円未満の工事に係るもの</p>		○			○	地方農林振興局長
<p>28 同規則第48条第3項の規定による請負代金の額の変更の決定</p> <p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。）に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合においては、当初の請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。）、(三)において同じ。）が1億円以上2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(三) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの</p>	○		○			
<p>29 同規則第48条第5項の規定による費用の負担の協議</p> <p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。）に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額（請負契約の締結後において請負対象設計金額を変更した場合においては、当初の請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。）、(三)において同じ。）が1億円以上2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(三) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの</p>	○		○			
<p>30 同規則第49条の規定による工事の内容の変更の決定</p> <p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。）に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合においては、当初の請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。）、(三)において同じ。）が1億円以上2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(三) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの</p>	○		○			
<p>31 同規則第50条第1項の規定による工事の完成の請求</p> <p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。）に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合においては、当初の請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。）、(三)において同じ。）が2億円未満の工事に係るもの</p>	○		○			
<p>32 同規則第52条第1項(同規則第56条第2項において準用する場合を含む。)の規定による工事の完成検査の委託</p> <p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。）に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合においては、当初の請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。）、(三)において同じ。）が2億円未満の工事に係るもの</p>	○		○			
<p>33 同規則第57条第1項の規定による工事目的物の使用</p> <p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。）に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合においては、当初の請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。）、(三)及び(四)において同じ。）が1億円以上2億円未満の工事に係るもの</p>	○		○			

	(三) 請負対象設計金額が7,000万円以上1億円未満の工事に係るもの			○			
	(四) 請負対象設計金額が7,000万円未満の工事に係るもの				○		地方農林振興局長
34	同規則第57条第3項の規定による増加費用の負担の決定						
	(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。)に係るもの	○					
	(二) 請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額(変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。)(三)において同じ。)が1億円以上2億円未満の工事に係るもの		○				
	(三) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの			○			
35	同規則第58条第1項の規定によるかしの修補及び損害の賠償の請求						
	(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。)に係るもの	○					
	(二) 請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額(変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。))が2億円未満の工事に係るもの		○				
36	同規則第59条第2項(同規則第56条第2項において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払						
	(一) 請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額。(二)において同じ。)が7,000万円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。)に係るもの			○			
	(二) 請負対象設計金額(変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。)が7,000万円未満の工事に係るもの					○	地方農林振興局長
37	同規則第61条第2項の規定による請負代金の前金払						
	(一) 請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額。(二)において同じ。)が7,000万円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。)に係るもの			○			
	(二) 請負対象設計金額(変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。)が7,000万円未満の工事に係るもの					○	地方農林振興局長
38	同規則第66条第1項の規定による工事の出来形部分等の確認						○ 地方農林振興局長
39	同規則第66条第3項の規定による請負代金の部分払						
	(一) 請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額。(二)において同じ。)が7,000万円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。)に係るもの			○			
	(二) 請負対象設計金額(変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。)が7,000万円未満の工事に係るもの					○	地方農林振興局長
40	同規則第67条第1項の規定による請負代金の代理受領の承認						
	(一) 請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額。(二)において同じ。)が7,000万円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。)に係るもの			○			
	(二) 請負対象設計金額(変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。)が7,000万円未満の工事に係るもの					○	地方農林振興局長
41	同規則第69条第1項及び第70条第1項の規定による請負契約の解除						
	(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。)に係るもの	○					
	(二) 請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額(変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。))が2億円未満の工事に係るもの		○				
42	同規則第69条第2項(同規則第70条第3項及び第71条第2項において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払						
	(一) 請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額。(二)において同じ。)が7,000			○			



	万円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。）に係るもの (二) 請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。）が7,000万円未満の工事に係るもの					○	地方農林振興局長
	43 同規則第72条第4項の規定による措置を採ることの決定 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。）に係るもの (二) 請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。）、(三)において同じ。）が1億円以上2億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの	○				○	
三 鳥取県補助金等交付規則に基づく知事の権限に属する事務	1 農林水産部（大規模活性化プロジェクト推進室、水産課及び漁港課を除く。）関係の補助金（知事が別に定めるものに限る。）に係る事務（2,000万円以上の農林土木工事及び知事が特に必要と認めた補助金に係る鳥取県補助金等交付規則第15条第1項の規定による補助事業等の完了の届出があったときの検査及び同条第2項の規定による検査又は同規則第16条第2項の規定による是正措置の指示を除く。）					○	地方農林振興局長
四 農林漁業金融公庫融資調査委嘱規則第2条第3項の規定に基づく事務	1 同規則第2条第3項の規定による農林漁業金融公庫への書類の提出 (一) 農林漁業金融公庫法（昭和27年法律第355号）別表第1に規定する資金に係るもの (1) 同表第1号(一)に規定する資金に係る貸付対象事業調査書、工事竣工認定調査書及び補助金交付状況調査書 (2) 同表第1号(二)に規定する資金に係る貸付対象事業調査書、工事竣工認定調査書及び補助金交付状況調査書（当該資金の借受者が、財団法人鳥取県造林公社以外の者である場合に限る。） (3) 同表第1号(三)に規定する資金に係る貸付対象事業調査書 (4) 同表第1号(四)に規定する資金に係る貸付対象事業調査書、工事竣工認定調査書及び補助金交付状況調査書 (5) 同表第1号(四の二)に規定する資金に係る貸付対象事業調査書 (6) 同表第1号(八)に規定する資金に係る貸付対象事業調査書、工事竣工認定調査書及び補助金交付状況調査書（林業関係資金で一の地方農林振興局に係る事業資金に限る。） (7) 同表第1号(九)に規定する資金に係る貸付対象事業調査書、意見書、工事竣工認定調査書及び補助金交付状況調査書（林業関係資金に限る。） (8) 同表に規定する資金で(1)から(7)までに掲げるもの以外のものに係る貸付対象事業調査書等 (二) 農林業金融公庫法別表第2に規定する資金に係るもの (1) 同表第4号に規定する資金に係る貸付対象事業調査書 (2) 同表に規定する資金で(1)に掲げるもの以外のものに係る貸付対象事業調査書等					○	地方農林振興局長
五 予算の執行に関する事務	1 病害虫防除所に係る予算の執行に関する事務 2 水産会館に係る予算の執行に関する事務 3 水産物地方卸売市場に係る予算の執行に関する事務					○	農業試験場長 境港水産事務所長 境港水産事務所長
農政課	一 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）に基づく知事の権限に属する事務					○	
	1 同法第4条第1項の規定による農業振興地域整備基本方針の作成	○					
	2 同法第5条第1項の規定による農業振興地域整備基本方針の変更	○					
	3 同法第6条第1項の規定による農業振興地域の指定	○					
	4 同法第6条第4項の規定による農業振興地域の指定についての協議	○					
	5 同法第7条第1項の規定による農業振興地域の変更	○					
	6 同法第8条第4項の規定による農業振興地域整備計画の認可	○					
	7 同法第9条第1項の規定による広域農業振興地域整備計画の策定	○					
	8 同法第13条第2項の規定による農業振興地域整備計画を変更するための措置を採るべきことの指示	○					
	9 同法第13条の2第3項の規定による交換分合計画の認可	○					
	10 同法第15条第4項の規定による土地利用についての勧告	○					
	11 同法第15条の7第1項の規定による特定利用権の設定に関する承認	○					
	12 同法第15条の10第1項の規定による特定利用権の設定に関する裁定	○					
	13 同法第15条の13第1項の規定による特定利用権に係る賃貸借の解除の承認	○					
	14 同法第15条の15第1項の規定による農用地区域内における開発行為の許可	○					

	15 同法第15条の16第1項の規定による違反開発行為に対する監督処分	○				
	16 同法第18条の13の規定による協定に関する助言及び指導	○				
二 農地法(昭和27年法律第229号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第3条第1項の規定による農地等の権利の設定又は移転の許可	○				
	2 同法第3条第2項第5号の規定による農地等の面積の決定	○				
	3 同法第4条第1項の規定による農地の転用の許可	○				
	4 同法第5条第1項の規定による農地等の転用のための権利の設定又は移転の許可	○				
	5 同法第6条第1項第2号の規定による小作地の面積の決定	○				
	6 同法第7条第1項の規定による小作地の指定又は指定の承認	○				
	7 同法第11条第1項の規定による小作地の買収令書の交付	○				
	8 同法第20条第1項の規定による農地等の賃貸借の解除等の許可	○				
	9 同法第39条第1項の規定による農地等の売渡通知書の交付	○				
	10 同法第43条の5第1項及び第2項の規定による和解の仲介及び和解の仲介を行わせる職員の指定	○				
	11 同法第46条の規定による買収すべき土地等の調査	○				
	12 同法第47条の規定による土地等を国が買収することの適否についての県農業会議の意見の聴取	○				
	13 同法第48条第1項及び第5項の規定による買収すべき土地等の選定及び土地等を国が買収することの適否についての県農業会議の意見の聴取	○				
	14 同法第50条第1項の規定による土地等の買収令書の交付	○				
	15 同法第55条第2項の規定による不用物件の収去令書の交付	○				
	16 同法第56条第2項の規定による漁業権の消滅等の適否についての県農業会議の意見の聴取	○				
	17 同法第57条第2項の規定による土地等の使用の適否についての県農業会議の意見の聴取	○				
	18 同法第59条第2項の規定による代地の買収のための調査	○				
	19 同法第62条第2項の規定による土地配分計画の作成	○				
	20 同法第64条の規定による土地等を売り渡す者の選定及び売渡予約書の交付	○				
	21 同法第67条第1項の規定による土地等の売渡通知書の交付	○				
	22 同法第68条第1項の規定による土地等の使用が相当である旨の認定及び使用の条件の決定	○				
	23 同法第69条第1項の規定による土地等の売渡通知書の交付	○				
	24 同法第71条の規定による売り渡した土地等の状況の検査	○				
	25 同法第72条第2項の規定による土地等の買収令書の交付	○				
	26 同法第73条第1項の規定による処分制限期間内における土地等に係る権利の設定又は移転の許可	○				
	27 同法第74条の2第3項の規定による土地等の譲与通知書の交付	○				
	28 同法第75条の2第1項の規定による草地利用権の設定についての承認	○				
	29 同法第75条の5第1項の規定による草地利用権を設定すべき旨等の裁定	○				
	30 同法第75条の7第1項の規定による草地利用権の存続期間の更新等の承認	○				
	31 同法第75条の8第1項又は第2項の規定による草地利用権に係る土地等又は定着物を買収する旨の裁定	○				
	32 同法第75条の9の規定による草地利用権に係る賃貸借の解除の承認	○				
	33 同法第82条第1項の規定による他人の土地等の立入調査又は竹木等の除去等の実施	○				
	34 同法第83条の規定による土地の状況等に関する報告の聴取	○				
	35 同法第83条の2の規定による農地等の転用の許可の取消し等	○				
三 農地法施行令(昭和27年政令第445号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第2条第3項の規定による農地の対価の算定方法の決定	○				
	2 同令第3条の3第2号の規定による土地の指定	○				
	3 同令第15条の規定により知事の権限に属するものとされた農地法第78条第1項の規定による買収した土地等の貸付け等	○				
四 農地法による不動産登記に関する政令(昭和28年政令第173号)に基づく知事の権限に属する事務	1 登記の嘱託		○			
五 農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)	1 同法第24条第1項の規定による農業委員会の委員の議事参与の制限の排除の認定	○				
	2 同法第31条の規定による農業委員会に対する必要な助言、資料の提出、				○	地方農林振興局長

に基づく知事の権限に属する事務	その他必要な協力						
	3 同法第32条第1項の規定による総会又は部会の会議の議決の再議の命令		○				
	4 同法第32条第2項の規定による総会又は部会の会議の議決の取消し		○				
	5 同法第45条第2項の規定による県農業会議の会則の変更の認可		○				
	6 同法第47条の2第2項第1号又は第4号の規定による常任議員の定数の決定		○				
	7 同法第53条の規定による業務等に関する報告の徴収、検査の実施及び監督上の命令			○			
	8 同法第54条の規定による県農業会議の業務等が法令等に違反する場合における県農業会議に対する必要な措置を採るべき旨の命令		○				
	六 土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第98条第8項の規定による交換分合計画の認可		○			
七 その他の事務	1 農林土木工事に係る一般競争入札又は指名競争入札の執行 (一) 沿岸漁場整備開発事業又は漁港整備事業に係る工事に係るもの (二) (一)以外の工事に係るもの (1) 請負対象設計金額が7,000万円以上の工事に係るもの (2) 請負対象設計金額が7,000万円未満の工事に係るもの(大山山ろく地域における総合農地開発事業、畑地帯総合土地改良事業、米子地方農林振興局及び日野地方農林振興局の管轄区域にわたる農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業並びに下蚊屋地区ほ場整備事業に係るものを除く。)			○			○ 地方農林振興局長
経営指導課	一 農業災害補償法(昭和22年法律第185号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第16条第1項の規定による農業共済組合の加入資格者の除外基準の決定		○			
		2 同法第25条の規定による農業共済組合の設立の認可		○			
		3 同法第30条第4項の規定による農業共済団体の模範定款例の設定			○		
		4 同法第43条第2項の規定による農業共済団体の定款の変更の認可			○		
		5 同法第46条第2項の規定による農業共済団体(農業共済組合連合会を除く。以下この項において同じ。)の解散の議決の認可		○			
		6 同法第48条第2項の規定による農業共済組合の合併の認可		○			
		7 同法第85条第4項又は第11項の規定による共済事業に係る地域の指定についての農林水産大臣への意見の提出		○			
		8 同法第85条の4第5項の規定による共済責任期間が満了した日の認定			○		
		9 同法第85条の10第1項の規定による共済事業の実施に関する条例の変更の認可			○		
		10 同法第87条の2第4項の規定による農業共済組合が行う共済掛金等の滞納についての処分の認可		○			
		11 同法第104条の3第2項の規定による組合等との間に農作物共済等の共済関係を成立させないことを相当とする事由の存する旨の認定			○		
		12 同法第106条第2項の規定による共済金額に係る地域の指定についての農林水産大臣への意見の提出		○			
		13 同法第107条第3項の規定による組合等の農作物危険段階基準共済掛金率の認可		○			
		14 同法第108条第1項の規定による蚕繭共済の共済掛金率に係る地域の決定		○			
		15 同法第108条第3項の規定による蚕繭共済の危険階数の別等の決定		○			
		16 同法第108条第5項の規定による組合等の蚕繭危険段階基準共済掛金率の認可		○			
		17 同法第115条第4項の規定による組合等の危険段階共済掛金標準率甲及び乙の認可		○			
		18 同法第120条の7第1項の規定による収穫共済の共済掛金率に係る地域の決定		○			
		19 同法第120条の7第4項の規定による収穫共済の危険階数の別等の決定		○			
		20 同法第120条の7第7項の規定による組合等の収穫危険段階基準共済掛金率の認可		○			
		21 同法第120条の15第1項の規定による畑作物共済の共済掛金率に係る地域の決定		○			
		22 同法第120条の15第3項の規定による畑作物共済の危険階数の別等の決定		○			
		23 同法第120条の15第6項の規定による組合等の畑作物危険段階基準共済掛金率の認可		○			

	24 同法第120条の23第3項の規定による組合等の危険段階基準共済掛金標準率甲の認可		○				
	25 同法第142条の2の規定による組合等に対するその業務若しくは会計に関する報告の聴取又は検査		○				
	26 同法第142条の3の規定による組合等に対するその業務又は会計の状況に関する常例の検査		○				
	27 同法第142条の4の規定による組合員の請求に係る組合等の業務又は会計の状況の検査		○				
	28 同法第142条の5の規定による組合等に対する法令等違反の場合における必要な措置を採るべき旨の命令又は業務の執行方法の変更その他監督上必要な命令		○				
	29 同法第142条の6の規定による知事の命令に違反した農業共済団体に対する当該団体の役員の一部又は改選、解任又は当該団体の解散の命令		○				
	30 同法第142条の7の規定による農業共済組合の決議又は選挙若しくは当選の取消し		○				
二 農業災害補償法施行令(昭和22年政令第299号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第2条の4第1項の規定による農業共済組合が賦課する賦課金の額及び賦課方法の承認		○				
三 農業災害補償法施行規則(昭和22年農林省令第95号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第23条の2第6項の規定による組合等の特別積立金を共済事業に關し必要な費用の支払に充てることについての承認		○				
四 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法(昭和30年法律第136号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第2条第5項の規定による特別被害地域の指定		○				
	2 同法第3条第1項第2号の規定による組合又は金融機関との利子補給契約の締結		○				
	3 同法第3条第1項第4号の規定による組合又は金融機関との損失補償契約の締結		○				
	4 同法第3条第1項第6号の規定による連合会又は農林中央金庫その他の金融機関との損失補償契約の締結		○				
	5 同法第3条第1項第8号の規定による連合会又は農林中央金庫その他の金融機関との利子補給契約の締結		○				
	6 同法第3条第1項第10号の規定による連合会又は農林中央金庫その他の金融機関との損失補償契約の締結		○				
五 農作物共済基準収穫量設定準則(昭和39年農林省告示第405号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同告示第5項前段又は第7項の規定による組合等の単位当たり収穫量の決定		○				
六 蚕繭共済基準取繭量設定準則(昭和39年農林省告示第406号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同告示第3項前段又は第5項の規定による組合等の単位当たり取繭量の決定		○				
七 収穫共済の標準収穫量及び樹体共済の共済価額の設定に関する準則(昭和56年農林水産省告示第441号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同告示第1項の規定による共済目的の種類等ごとの標準収量表の決定		○				
	2 同告示第12項前段又は第14項の規定による組合等の単位当たり収穫量の決定		○				
八 畑作物共済基準収穫量設定準則(昭和54年農林水産省告示第550号)に基づく知事の権	1 同告示第5項前段又は第8項の規定による組合等の単位当たり収穫量の決定		○				

限に属する事務										
九 自作農維持資金融通法（昭和30年法律第165号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第5条第1項の規定による貸付適格の認定							○	地方農林振興局長	
十 鳥取県農業近代化資金利子補給規則（昭和37年2月鳥取県規則第2号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第3条の規定による利子補給契約の締結					○				
十一 鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則（昭和41年6月鳥取県規則第24号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第4条の規定による利子補給契約の締結					○				
十二 農業信用保証保険法施行令（昭和36年政令第348号）第7条の規定により知事の権限に属するものとされた農業信用保証保険法（昭和36年法律第204号）に基づく事務	1 同法第55条の規定による基金協会等に対するその業務又は財政の状況に関する報告の徴収					○				
	2 同法第56条第2項又は第3項の規定による基金協会等に対するその業務又は会計の状況の検査					○				
十三 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第10条第13項の規定による国債等の募集の取扱いの事業の認可					○				
	2 同法第10条第14項の規定による同条第7項の事業の認可及びその変更又は廃止の認可					○				
	3 同法第10条第15項の規定による信託業務に係る事業の認可及びその変更又は廃止の認可					○				
	4 同法第10条第21項の規定による組合の指定					○				
	5 同法第11条の規定による組合の信用事業規程の設定、変更又は廃止の承認					○				
	6 同法第11条の4の規定による組合の共済規程の設定、変更又は廃止の承認					○				
	7 同法第11条の8の規定による組合の信託規程の設定、変更又は廃止の承認					○				
	8 同法第11条の11の規定により信託の引受けの事業を行う農業協同組合について知事の権限に属するものとされた信託法（大正11年法律第62号）に基づく事務 (一) 信託法第23条の規定による信託財産の管理方法の変更 (二) 信託法第46条の規定による受託者の辞任の許可 (三) 信託法第47条の規定による受託者の解任 (四) 信託法第58条の規定による信託の解除						○	○	○	○
	9 同法第11条の14の規定による組合の宅地等供給事業実施規程の設定又は変更若しくは廃止の承認						○			
	10 同法第11条の15の3の規定による組合の農業経営規程の設定、変更又は廃止の承認						○			
	11 同法第28条第4項の規定による組合（中央会、県の区域を越える区域を地区とする組合及び県の区域を地区とする農業協同組合連合会を除く。以下この項において同じ。）の模範定款例の設定						○			
	12 同法第40条第1項の規定による組員その他の利害関係人の請求による組合の仮理事の選任、役員を選挙又は役員を選任するための総会の招集						○			
	13 同法第44条第2項の規定による組合の定款の変更の認可						○			
	14 同法第44条第3項において準用する同法第61条第2項の規定による組合の定款の変更の認可に関する証明						○			
	15 同法第60条の規定による組合の設立の認可						○			
	16 同法第61条第2項の規定による組合の設立の認可に関する証明						○			

	17 同法第63条第2項の規定による組合の設立の認可の取消し		○			
	18 同法第64条第2項の規定による組合の解散の議決の認可		○			
	19 同法第65条第2項の規定による組合の合併の認可		○			
	20 同法第71条第2項の規定による組合の清算人の選任		○			
	21 同法第72条の11第2項において準用する同法第28条第4項の規定による農事組合法人(県の区域を越える区域を地区とする農事組合法人を除く。以下この項において同じ。)の模範定款例の設定		○			
	22 同法第73条の11の2第1項の規定による県中央会の監査実施計画策定のための県中央会への意見の提出			○		
	23 同法第93条の規定による組合又は農事組合法人に対する報告の徴収又は資料の提出の命令			○		
	24 同法第94条の規定による業務又は会計の状況の検査		○			
	25 同法第94条の2第1項の規定による組合に対する定款等若しくは業務執行の方法の変更の命令、業務の全部若しくは一部の停止若しくは財産の供託の命令又は財産の処分禁止若しくは制限その他監督上必要な命令		○			
	26 同法第95条第1項の規定による組合等の業務又は会計が法令等に違反している場合における当該組合等に対する必要な措置を採るべき旨の命令		○			
	27 同法第95条第2項の規定による業務の全部若しくは一部の停止又は役員の変更の命令		○			
	28 同法第95条第3項の規定による承認の取消し		○			
	29 同法第95条の3の規定による組合の法令等の違反等に対する処分又は命令についての県中央会からの意見の聴取		○			
	30 同法第96条の規定による組合に係る決議、選挙又は当選の取消し		○			
	31 同法第97条の規定による組合の専属利用契約の取消し		○			
十四 農山漁村電気導入促進法(昭和27年法律第358号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第2条第1項の規定による農山漁村の電気導入計画の策定及び当該計画の農林水産大臣への提出		○			
十五 農山漁村電気導入促進法施行規則(昭和28年農林省令第20号)第5条の規定により知事の権限に属するものとされた農山漁村電気導入促進法に基づく事務	1 同法第8条の規定による農林漁業団体に対する国の補助金に係る発電施設又は送電配電施設の建設、維持等に関する指導			○		
十六 鳥取県農業改良資金貸付規則(昭和60年8月鳥取県規則第40号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第23条の規定による貸付金の貸付けに係る債権についての保全及び取立てに関する事務の委託		○			
十七 農業協同組合合併助成法(昭和36年法律第48号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第2条第1項の規定による合併経営計画の認定		○			
	2 同法第6条第1項の規定による農業協同組合併推進法人の指定		○			
	3 同法第8条第1項の規定による事業計画及び収支予算の認可			○		
	4 同法第9条第1項の規定による報告の徴収			○		
	5 同法第9条第2項の規定による必要な措置を採るべき旨の命令		○			
	6 同法第9条第3項の規定による指定の取消し		○			
十八 地力増進法(昭和59年法律第34号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第4条第1項の規定による地力増進地域の指定		○			
	2 同法第5条の規定による地力増進地域についての対策調査の実施		○			
	3 同法第6条第1項の規定による地力増進対策指針の策定		○			
	4 同法第7条第1項の規定による地力増進地域の農業者等に対する地力増進を図るため必要な助言及び指導			○		
	5 同法第7条第2項の規定による地力増進地域の農業者等に対する地力増進対策指針に即した営農についての勧告		○			
	6 同法第8条の規定による土壌の性質の改善状況についての調査の実施			○		
	7 同法第9条第1項の規定による農地への立入調査の実施			○		
十九 肥料取締法(昭和25年法律第127号)に基づく知事の権限に属する	1 同法第7条の規定による普通肥料の登録			○		
	2 同法第10条の規定による普通肥料の登録証の交付			○		
	3 同法第12条第2項の規定による普通肥料の登録の有効期間の更新			○		
	4 同法第13条の規定による普通肥料の登録証の書換交付等			○		

事務	5	同法第21条の規定による肥料の施用上の注意等を表示すべき旨の命令			○		
	6	同法第29条の規定による業務に関する報告の徴収			○		
	7	同法第30条第1項の規定による事業場等への立入検査等の実施			○		
	8	同法第31条第2項又は第3項の規定による普通肥料等の譲渡等の制限、禁止又は登録の取消し		○			
二十 植物防疫法 (昭和25年法律第151号)に基づく知事の権限に属する事務	1	同法第23条第2項の規定による発生予察事業に係る計画の承諾			○		
	2	同法第24条第2項の規定による防除計画の策定		○			
	3	同法第29条第1項の規定による植物の検疫又は有害動物若しくは有害植物の防疫に関する必要な措置の実施				○	病虫害防除所長
	4	同法第33条第1項に規定する病虫害防除員の委嘱及び解嘱				○	病虫害防除所長
二十一 農薬取締法 (昭和23年法律第82号)に基づく知事の権限に属する事務	1	同法第13条第1項の規定による業務等に関する報告の命令及び農薬等の集取又は立入検査の実施			○		
二十二 農薬取締法 施行令(昭和46年政令第56号)第6条の規定により知事のものとなされた農薬取締法に基づく事務	1	同法第12条第1項の規定による防除の方法の変更又は農薬の使用の禁止の命令			○		
	2	同法第13条第1項の規定による業務等に関する報告の命令及び農薬等の集取又は立入検査の実施			○		
二十三 鳥取県立農業大学校の設置及び管理に関する条例 (昭和59年3月鳥取県条例第7号)に基づく知事の権限に属する事務	1	同条例第3条の規定による研修課程の修業年限の決定				○	農業大学校長
	2	同条例第4条の規定による入校の許可				○	農業大学校長
	3	同条例第6条の規定による授業料の減免の決定		○			
二十四 鳥取県立農業大学校管理規則 (昭和59年3月鳥取県規則第12号)に基づく知事の権限に属する事務	1	同規則第5条の規定による休業日の決定及び変更				○	農業大学校長
	2	同規則第6条の規定による養成課程の授業科目及び時間数の決定				○	農業大学校長
	3	同規則第7条の規定による授業科目の修得の認定				○	農業大学校長
	4	同規則第8条の規定による進級の認定				○	農業大学校長
	5	同規則第9条の規定による卒業証書の授与				○	農業大学校長
	6	同規則第11条の規定による入学願書等の受理				○	農業大学校長
	7	同規則第12条の規定による入学の許可				○	農業大学校長
	8	同規則第13条第1項又は第3項の規定による誓約書等の受理				○	農業大学校長
	9	同規則第14条の規定による住所等の変更の届出の受理				○	農業大学校長
	10	同規則第15条の規定による休学又は退学の許可				○	農業大学校長
	11	同規則第16条の規定による復学の許可				○	農業大学校長
	12	同規則第19条の規定による表彰の実施				○	農業大学校長
	13	同規則第20条の規定による訓告、停学又は退学の処分				○	農業大学校長
	14	同規則第21条の規定による通学の承認				○	農業大学校長
	15	同規則第22条第2項の規定による研修の内容等の決定				○	農業大学校長
	16	同規則第26条の規定による終了証書の授与				○	農業大学校長
	17	同規則第27条の規定による受講の許可の取消し				○	農業大学校長
二十五 鳥取県立営農研修館の設置及び管理に関する条例 (昭和43年3月鳥取県条例第6号)に基づく知事の権限に属する事務	1	同条例第3条の規定による利用の許可				○	営農研修館長
二十六 鳥取県立営農研修館管理規則 (昭和50年7月鳥取県規則第43号)に基づく知事の権限に属する事務	1	同規則第2条の規定による臨時の休館の決定及び休館日に閉館する旨の決定				○	営農研修館長
	2	同規則第3条の規定による利用の許可				○	営農研修館長
	3	同規則第4条の規定による利用の取消し又は変更				○	営農研修館長
	4	同規則第5条の規定による利用者に対する必要な措置の命令又は必要な指示				○	営農研修館長
	5	同規則第6条の規定による利用の許可の取消し				○	営農研修館長

二十七	鳥取県立農村総合研修所の設置及び管理に関する条例(昭和59年3月鳥取県条例第6号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同条例第5条の規定による鳥取県立農村総合研修所の使用料の減免の決定	○									
二十八	青年の就農促進のための資金の貸付等に関する特別措置法(平成7年法律第2号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第3条第1項又は第3項の規定による就農促進方針の策定又は変更 2 同法第4条第1項の規定による就農計画の受理 3 同法第4条第3項の規定による就農計画の認定 4 同法第4条第4項の規定による就農計画の変更の認定 5 同法第5条第1項の規定による県青年農業者育成センターの指定 6 同法第5条第3項の規定による県青年農業者育成センターの名称、住所又は事務所の所在地の変更の届出の受理 7 同法第12条第1項の規定による県青年農業者育成センターの貸付業務規程の認可又は変更認可 8 同法第13条第1項の規定による県青年農業者育成センターの事業計画又は収支予算の認可又は変更認可 9 同法第13条第2項の規定による県青年農業者育成センターの事業報告書等の受理 10 同法第15条第1項又は第2項の規定による県青年農業者育成センターの業務等に関する報告の聴取又は改善命令 11 同法第15条第3項の規定による県青年農業者育成センターの指定の取消し	○	○								
二十九	その他の事務	1 農林漁業金融公庫融資調査委嘱規則第2条の規定に基づく委嘱の受諾 2 農作物、蚕繭共済の共済金支払事務手続要領7に基づく共済金の現金払の承認 3 農地等取得資金融通取扱要綱第2の1に基づく当該資金の貸付けを受けることが適当である旨の認定 4 農山漁村経営改善資金融通事務取扱要領第2に基づく経営改善計画の認定(農業に係るものに限る。)	○	○			○	地方農林振興局長		○	地方農林振興局長	
農産園芸課	一 農業倉庫業法(大正6年法律第15号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第6条の規定による農業倉庫業の認可 2 同法第13条の規定による農業倉庫業務規程の変更の認可 3 同法第15条の規定による農業倉庫業者に対する受寄物の検査等の命令 4 同法第16条の規定による農業倉庫業者に対する事業の報告の徴収、書類、帳簿等の検査その他監督上必要な命令又は処分 5 同法第17条の規定による農業倉庫業者の事業の停止命令又は認可の取消し	○	○	○	○						
	二 主要農作物種子法(昭和27年法律第131号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第3条第1項の規定による指定種子生産ほ場の指定 2 同法第4条第1項及び第2項の規定によるほ場審査及び生産物審査 3 同法第6条の規定による主要農作物の優良な種子の生産及び普及のために必要な勧告、助言及び指導	○	○	○							
	三 果樹農業振興特別措置法(昭和36年法律第15号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第2条の3第1項の規定による果樹農業振興計画の策定 2 同法第2条の3第3項の規定による濃密生産団地の形成に関する方針の決定 3 同法第2条の3第4項の規定による果樹農業振興計画の策定のための学識経験者からの意見の聴取 4 同法第2条の3第5項の規定による果樹農業振興計画の農林水産大臣への提出 5 同法第2条の4において準用する同法第2条の3第4項の規定による果樹農業振興計画の変更のための学識経験者からの意見の聴取 6 同法第2条の4において準用する同法第2条の3第5項の規定による果樹農業振興計画を変更した場合の当該変更に係る計画の農林水産大臣への提出 7 同法第4条の規定による果樹園経営計画が適当である旨の認定 8 同法第6条の規定による果実又は果実製品の生産、集荷等の状況の調査及びこれらに関する情報の提供 9 同法第8条の規定による果実又は果実製品の生産、集荷等の事業を行う者からの業務に関する報告の徴収	○	○	○	○	○			○		
	四 野菜生産出荷安定法(昭和41年法	1 同法第4条第4項の規定による野菜指定産地の指定についての農林水産大臣への意見の提出	○									



律第103号)に基づく知事の権限に属する事務	2	同法第5条の規定による野菜指定産地を指定すべき旨の農林水産大臣への申出	○				
	3	同法第6条第3項において準用する同法第4条第4項の規定による野菜指定産地の区域の変更についての農林水産大臣への意見の提出	○				
	4	同法第7条第2項において準用する同法第4条第4項の規定による野菜指定産地の指定の解除についての農林水産大臣への意見の提出	○				
	5	同法第8条第1項の規定による生産出荷近代化計画の樹立及び当該計画の農林水産大臣への提出	○				
	6	同法第8条第4項の規定による生産出荷近代化計画についての関係市町村の意見の聴取		○			
	7	同法第9条第1項の規定による生産出荷近代化計画の変更の内容の農林水産大臣への届出	○				
	8	同法第59条の規定による野菜指定産地の区域内で生産される当該指定野菜を指定消費地域に出荷する者に対するその合理的かつ計画的な出荷に関する必要な勧告	○				
	五 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成6年法律第113号)に基づく知事の権限に属する事務	1	同法第35条第1項の規定による卸売業又は小売業の登録 (一) 登録卸売業者又は登録小売業者の業務を承継して卸売業又は小売業を行おうとする者に係る登録 (二) 卸売業又は小売業の登録の有効期間の満了後においても引き続き卸売業又は小売業を行おうとする者に係る登録 (三) (一)及び(二)以外の場合に係る登録		○		
2		同法第41条第1項及び第47条第1項において準用する同法第10条第2項の規定による卸売業又は小売業の更新の登録		○			
3		同法第41条第1項及び第47条第1項において準用する同法第11条第2項の規定による登録卸売業者又は登録小売業者の地位を承継した旨の届出の受理		○			
4		同法第41条第1項及び第47条第1項において準用する同法第12条の規定による卸売業又は小売業の登録事項の変更の届出の受理		○			
5		同法第41条第1項及び第47条第1項において準用する同法第13条の規定による卸売業又は小売業の廃止の届出の受理		○			
6		同法第41条第1項及び第47条第1項において準用する同法第17条第2項の規定による卸売業の事業報告書の受理		○			
7		同法第41条第1項において準用する同法第18条の規定による登録卸売業者又は登録小売業者の業務の運営に関して必要な改善措置を採るべき旨の命令	○				
8		同法第41条第1項及び第47条第1項において準用する同法第19条の規定による卸売業又は小売業の登録の取消し等	○				
9		同法第41条第1項及び第47条第1項において準用する同法第20条の規定による卸売業又は小売業の登録の抹消	○				
10		同法第45条第1項の規定による小売業の変更登録		○			
11		同法第75条第2項の規定による報告の徴収及び立入検査		○			
六 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令(平成7年政令第98号)に基づく知事の権限に属する事務	1	同令第2条第2項の規定による市町村別生産調整対象水田面積の決定		○			
	2	同令第8条第1項の規定による市町村別予定計画出荷数量の決定		○			
	3	同令第11条第2項の規定による市町村別予定計画出荷数量の変更		○			
七 蚕糸業法施行令(昭和20年勅令第722号)に基づく知事の権限に属する事務	1	同令第3条ノ2の規定による繭の検定		○			
	2	同令第3条ノ8第1項の規定による検定供用繭の提出の命令		○			
	3	同令第4条の規定による器械玉糸製造業の許可		○			
八 蚕糸業法施行令第5条ノ2の規定により知事の権限に属するものとされた蚕糸業法(昭和20年法律第57号)に基づく事務	1	同法第10条の規定による蚕病の駆除又は予防上必要な命令	○				
	2	同法第14条の規定による桑苗等の病虫害の駆除又は予防上必要な命令	○				
	3	同法第19条の規定による蚕種製造業等の許可の取消し又は業務の制限若しくは停止	○				
	4	同法第44条の規定による業務等に関する報告の要求又は帳簿書類等の検査		○			
九 蚕糸業法施行規則(昭和20年農林省令第31号)に基	1	同令第69条の規定による蚕業取締事務成績等の報告		○			

づく知事の権限に属する事務										
十 鳥取県生繭取扱規則（昭和25年5月鳥取県規則第34号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第4条の2の規定による生繭取扱場所の設置の承認				○					
十一 鳥取県蚕糸業法施行細則（昭和59年9月鳥取県規則第66号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第9条の規定による生繭売買届出受理証の交付				○					
十二 鳥取県桑苗検査規則（昭和59年9月鳥取県規則第67号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第14条の規定による監督検査の実施又は監督上必要な命令				○					
十三 大豆なたね交付金暫定措置法（昭和36年法律第201号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第5条第1項の規定による大豆なたねの集荷の業務を行う者の登録				○				地方農林振興局長	
十四 大豆なたね交付金暫定措置法施行令（昭和36年政令第417号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第8条第4項の規定による大豆なたね集荷業者登録証の交付				○				地方農林振興局長	
	2 同令第11条の規定による登録集荷業者の登録の取消し				○				地方農林振興局長	
	3 同令第13条の規定による登録集荷業者の業務の廃止又は登録集荷業者の死亡若しくは解散の届出の受理				○				地方農林振興局長	
十五 鳥取県農業試験場手数料条例（昭和50年3月鳥取県条例第1号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同条例第4条の規定による手数料の減免							○	農業試験場長	
	2 同条例別表の規定による手数料の額の決定							○	農業試験場長	
十六 鳥取県立農業技術研修施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年3月鳥取県条例第18号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同条例第3条の規定による利用の許可							○	園芸技術研修所長	
十七 鳥取県立園芸技術研修所管理規則（昭和50年4月鳥取県規則第25号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第3条の規定による各研修課程における収容定員の決定							○	園芸技術研修所長	
	2 同規則第4条第2項の規定による特殊技術課程の研修期間の決定							○	園芸技術研修所長	
	3 同規則第5条第2項の規定による臨時の休業日の決定及び休業日に研修を実施する旨の決定								○	園芸技術研修所長
	4 同規則第6条の規定による研修科目及び研修時間数の決定								○	園芸技術研修所長
	5 同規則第7条の規定による入所資格の決定								○	園芸技術研修所長
	6 同規則第8条の規定による入所願書に添付する書類の決定								○	園芸技術研修所長
	7 同規則第9条第2項の規定による入所者の選抜に関し必要な事項の決定								○	園芸技術研修所長
	8 同規則第11条の規定による通所の許可								○	園芸技術研修所長
	9 同規則第13条の規定による休所及び退所の許可								○	園芸技術研修所長
	10 同規則第14条の規定によるほう賞の実施及び研修生に対する退所の命令								○	園芸技術研修所長
	11 同規則第15条の規定による修了証書の授与								○	園芸技術研修所長
十八 その他の事務	1 果樹災害対策利子補給事業実施要領第5に基づく果樹災害融資利子補給要綱の制定又は改正についての承認				○					
	2 米麦生産合理化対策事業の実施地区の選定							○	地方農林振興局長	
	3 果樹農業振興対策事業の実施地区の選定							○	地方農林振興局長	
	4 特産物振興対策事業の実施地区の選定							○	地方農林振興局長	

畜産課 一 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）に基づく知事の権限に属する事務	1	同法第2条の3の規定による計画の作成及び当該計画についての農林水産大臣への認定申請又は当該計画の内容の変更についての農林水産大臣への認定申請	○				
	2	同法第2条の4第1項の規定による市町村計画の認定		○			
	3	同法第2条の4第3項において準用する同法第2条の3第3項の規定による市町村計画の変更の認定		○			
	4	同法第3条第1項の規定による集約酪農地域の指定についての農林水産大臣への申請	○				
	5	同法第3条第2項の規定による集約酪農振興計画の策定		○			
	6	同法第4条の規定による集約酪農地域の区域の変更についての農林水産大臣への申請	○				
	7	同法第5条の規定による集約酪農振興計画の変更の承認についての農林水産大臣への申請	○				
	8	同法第6条第2項の規定による集約酪農地域の指定の解除に係る農林水産大臣への意見の提出	○				
	9	同法第7条第2項の規定による集約酪農振興計画の概要の公告又は当該計画の変更概要の公告		○			
	10	同法第9条の規定による草地の形質変更の届出の受理		○			
	11	同法第10条第1項の規定による酪農事業施設の設置の承認		○			
	12	同法第11条（同法第13条第3項において準用する場合を含む。）の規定による酪農事業施設を設置している者の届出の受理		○			
	13	同法第12条第1項の規定による酪農事業施設の変更の承認		○			
	14	同法第13条第1項の規定による指定地域内における酪農事業施設の設置に係る届出の受理		○			
	15	同法第13条第2項の規定による集約酪農地域に係る酪農事業施設の配置を適正なものとするための必要な勧告		○			
	16	同法第14条の規定による酪農事業施設の事業の開始等の届出の受理		○			
	17	同法第18条第2項の規定による生乳取引契約に係る書面の写しの受理		○			
	18	同法第18条第3項の規定による生乳等取引契約の当事者に対する契約の内容の改善の勧告		○			
	19	同法第19条の3の規定による乳業を行う者に対する生乳等取引契約又は団体協約の締結又は変更について組合等の交渉に応ずべき旨の勧告		○			
	20	同法第20条の規定による牛乳等取引契約に係る紛争のあっせん又は調停	○				
	21	同法第25条第1項の規定による牛乳又は乳製品の生産、集荷等の事業を行う者に対する業務に関する報告の請求又はその者の事務所等への立入検査の実施		○			
二 畜産物の価格安定等に関する法律（昭和36年法律第183号）に基づく知事の権限に属する事務	1	同法第5条第1項の規定による乳業者に対する原料乳の価格を安定基準価格に達するまで引き上げるべき旨の勧告	○				
三 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和40年法律第112号）に基づく知事の権限に属する事務	1	同法第8条の規定による生乳生産者団体の指定の工事及び農林水産大臣への届出	○				
2	同法第11条の規定による加工原料乳の数量の認定		○				
3	同法第23条の規定による加工原料乳の生産者等に対する報告の請求又は当該生産者等の事務所等への立入検査の実施		○				
四 家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）に基づく知事の権限に属する事務	1	同法第3条の3第1項の規定による家畜改良増殖計画の策定	○				
2	同法第4条第1項第2号の規定による臨時に行う検査の実施		○				
3	同法第7条の規定による種畜証明書の効力の取消し若しくは停止又は停止の解除		○				
4	同法第8条第2項の規定による種畜証明書を交付した場合等の公示		○				
5	同法第16条第1項の規定による家畜人工授精師の免許		○				
6	同法第16条第2項の規定による家畜人工授精師に関する講習会等の開催及び修業試験の実施		○				
7	同法第18条の規定による家畜人工授精師免許証の交付		○				
8	同法第19条第1項の規定による家畜人工授精師の免許の取消し		○				
9	同法第19条第2項の規定による家畜人工授精師に対する免許の取消し又は業務の停止	○					
10	同法第24条の規定による家畜人工授精所の開設の許可		○				
11	同法第26条第1項の規定による家畜人工授精所の開設の許可の取消し		○				
12	同法第26条第2項の規定による家畜人工授精所の開設者の法令違反等の	○					

	場合における開設許可の取消し及び使用の停止の命令						
	13 同法第27条第1項の規定による種畜の規格の決定			○			
	14 同法第33条第3項の規定による地方種畜検査委員の任命			○			
	15 同法第35条第1項の規定による畜舎、家畜人工授精所その他家畜人工授精を行う場所への立入検査又は種畜の精液、家畜卵巣、家畜未授精卵若しくは家畜授精卵の取去					○	家畜保健衛生所長
五 家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省令第96号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第2条の規定による定期検査又は臨時検査の期日等の告示			○			
	2 同令第8条の規定による種畜証明書の交付			○			
六 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第4条第3項の規定による市町村長からの報告の受理					○	家畜保健衛生所長
	2 同法第5条第1項の規定による牛、馬若しくは豚がブルセラ病等にかかっていない旨の証明書、と殺の目的をもってと畜場に直送する旨の証明書又は試験研究の用に供するため等による移動の許可証の発行					○	家畜保健衛生所長
	3 同法第6条第1項の規定による家畜の伝染性疾病の発生を予防するための検査等を受けるべき旨の命令				○		
	4 同法第8条の規定による家畜の検査、注射、薬浴又は投薬を行った旨の証明書の交付						○ 家畜保健衛生所長
	5 同法第9条の規定による家畜の伝染性疾病の発生を予防するための消毒方法等を実施すべき旨の命令				○		
	6 同法第12条の2の規定による家畜の伝染性疾病の発生の予防のため採った措置についてのその実施状況等の農林水産大臣への報告及び関係都道府県知事への通報				○		
	7 同法第13条第4項の規定による市町村長からの報告の受理						○ 家畜保健衛生所長
	8 同法第13条第5項の規定による家畜が患畜又は擬似患畜となった旨の報告についての公示、農林水産大臣への報告及び関係都道府県への通報				○		
	9 同法第15条の規定による患畜又は牛疫等の擬似患畜の所在の場所とその他の場所との通行のシャ断				○		
	10 同法第17条の規定による家畜の殺処分等の命令又は家畜防疫員による家畜の殺処分の実施 (一) ひな白痢の患畜に係る処分に係るもの (二) (一)以外の処分に係るもの				○		○ 家畜保健衛生所長
	11 同法第20条第1項の規定による病性鑑定のための検査等の実施				○		
	12 同法第21条第1項ただし書の規定による患畜又は擬似患畜の死体の焼却等の義務の免除の許可				○		
	13 同法第24条ただし書の規定による患畜等の死体等を埋却した土地の発掘の禁止の免除の許可				○		
	14 同法第27条の規定による家畜伝染病のまん延を防止するための消毒方法等を実施すべき旨の命令				○		
	15 同法第30条の規定による家畜伝染病のまん延を防止するための検査等の実施				○		
	16 同法第50条の規定による動物用生物学的製剤の使用の許可				○		
	17 同法第58条の規定による動物、死体、胎児又は物品の評価額の決定についての農林水産大臣への意見具申又は当該具申に係る評価人の選定若しくは評価人に対する意見の聴取				○		
七 家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第6条第3項の規定による獣医師からの牛、馬若しくは豚がブルセラ病等にかかっていない旨の証明書の写しの受理					○	家畜保健衛生所長
八 家畜商法（昭和24年法律第208号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第3条の規定による家畜商の免許			○			
	2 同法第4条の2の規定による家畜商講習会の開催及び当該講習会の修了証明書の交付			○			
	3 同法第7条第1項の規定による免許の取消し			○			
	4 同法第7条第2項の規定による家畜商の免許の取消し又は業務の停止の命令			○			
	5 同法第11条の3の規定による家畜商の事業所への立入検査				○		家畜保健衛生所長
九 家畜商法施行規則（昭和37年農林省令第4号）に基	1 同令第12条の規定による営業保証金の供託の届出等に係る通知			○			

づく知事の権限に属する事務							
十 家畜取引法(昭和31年法律第123号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第3条の規定による家畜市場についての登録		○				
	2 同法第18条の規定による家畜市場の登録の取消し又は当該市場の開場の停止の命令		○				
	3 同法第18条の2の規定による家畜取引を業とする者に対する業務の停止の命令		○				
	4 同法第19条の規定による市場再編整備地域の指定		○				
	5 同法第20条第4項の規定による家畜市場の開設者相互の間の協議が整わない場合の助言、あっせんその他必要な援助			○			
	6 同法第20条の2の規定による市場再編整備地域の指定を申請すべき旨の勧告		○				
	7 同法第22条第1項の規定による市場再編整備計画の変更の承認			○			
	8 同法第23条の規定による市場再編整備地域の指定の解除			○			
	9 同法第26条の規定による地域家畜市場の位置の移転の許可			○			
	10 同法第27条の規定による家畜取引のための臨時の市場の開場の届出の受理					○	家畜保健衛生所長
	11 同法第27条の2の規定による家畜市場の開場日等における市場外取引の許可					○	家畜保健衛生所長
	12 同法第29条の規定による開設者等に対するその業務又は家畜取引の状況に関する報告の徴収又は開設者の事務所等への立入検査					○	家畜保健衛生所長
十一 獣医師法(昭和24年法律第186号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第21条第3項の規定による獣医師の診療簿又は検案簿の検査					○	家畜保健衛生所長
	2 同法第21条第4項に規定する身分を示す証明書の交付					○	家畜保健衛生所長
十二 獣医療法(平成4年法律第46号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第3条の規定による診療施設の開設、休止若しくは廃止又は当該施設の所在地若しくは届出事項の変更の届出の受理					○	家畜保健衛生所長
	2 同法第6条の規定による診療施設の開設者に対する診療施設の使用の制限等の必要な措置を講ずべき旨の命令			○			
	3 同法第7条第3項の規定による診療用機器等を使用する往診診療者等に対する必要な措置を講ずべき旨の命令			○			
	4 同法第8条第1項の規定による診療施設の開設者若しくは管理者に対する報告の命令又はその構造設備、業務状況等の立入検査の実施					○	家畜保健衛生所長
	5 同法第8条第2項の規定による往診診療者等又は診療用機器等の管理者に対する報告の命令又は検査のための物件の提出要求					○	家畜保健衛生所長
	6 同法第8条第3項の規定による身分を示す証明書の交付					○	家畜保健衛生所長
	7 同法第14条第1項の規定による診療施設整備計画の認定			○			
十三 獣医療法施行規則(平成4年農林水産省令第44号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第6条の規定によるエックス線装置を備えた診療施設の管理者からのその診療施設の名称等の届出の受理					○	家畜保健衛生所長
	2 同令第20条の規定による診療施設の管理者からの事故による放射線障害の発生又は発生のおそれがある旨の報告の受理					○	家畜保健衛生所長
	3 同令第23条第1項の規定による認定診療施設整備計画の変更の認定			○			
	4 同令第23条第2項の規定による認定診療施設整備計画の認定の取消し			○			
十四 牧野法(昭和25年法律第194号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第6条の規定により届出を受理した牧野管理規程のある牧野への立入検査又は牧野管理規程に違反している場合における必要な措置を採るべき旨の指示			○			
	2 同法第9条の規定による草種又は草生の改良その他牧野の改良及び保全に関し採るべき措置の指示(以下3から5までにおいて「牧野の改良及び保全の指示」という。)				○		
	3 同法第10条第2項の規定による牧野の改良及び保全の指示の変更				○		
	4 同法第12条の規定による牧野の改良及び保全の指示に係る措置の実施状況の検査				○		
	5 同法第13条の規定による牧野の改良及び保全の指示に係る措置の実施の完了の届出の受理及びその旨の公示				○		
	6 同法第18条の規定による牧野の所有者等に対する害虫を駆除すべき旨の指示				○		
十五 養ほう振興法(昭和30年法律第180号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第4条の規定による転飼養ほうの許可			○			
十六 養鶏振興法	1 同法第5条の規定による標準鶏であるかどうかの認定			○			

(昭和35年法律第49号)に基づく知事の権限に属する事務	2 同法第7条の規定によるふ化業者の登録、登録の拒否又は登録をした旨の公示				○		
	3 同法第8条の規定による登録ふ化業者が新たにふ化場を開設しようとする場合における当該ふ化場が同法第7条第1項各号の要件に適合する旨の確認又は当該ふ化業者に対する確認をした旨若しくは確認をしない旨の通知					○	家畜衛生保健所長
	4 同法第10条の規定によるふ化業者の登録の取消し、取消しを受けた者に対するその旨の通知又は他の都道府県知事に対するその旨の通知				○		
	5 同法第14条の規定による登録ふ化業者に対する義務を履行させるため必要な措置を採るべき旨の命令				○		
	十七 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令(昭和51年政令第198号)第7条の規定により知事の権限に属するものとされた飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第2条の7の規定による販売業者に対する飼料又は飼料添加物の廃棄又は回収の命令				○	
	2 同法第9条第1項の規定による製造業者等に対する表示事項の表示又は遵守事項の遵守の指示				○		
	3 同法第20条第1項の規定による製造業者等からの業務に関する報告の聴取				○		
	4 同法第21条第1項の規定による製造業者等の事業場等への立入検査等の実施				○		
	5 同法第21条第5項の規定による収去された飼料等の試験の結果の概要の公表				○		
十八 薬事法に基づく知事の権限に属する事務(動物用の医薬品、医薬部外品又は医療器具に係る場合に限る。)	1 同法第26条の規定による一般販売業の許可及び卸売一般販売業の許可を受けている者に対する医薬品の販売又は授与の相手方の変更の許可				○		
	2 同法第28条第1項の規定による薬種商販売業の許可				○		
	3 同法第30条第1項の規定による配置販売業の許可				○		
	4 同法第33条第1項の規定による配置販売業者等の身分証明書等の交付				○		
	5 同法第35条の規定による特例販売業の許可				○		
	6 同法第69条の規定による薬局開設者等に対する報告の命令又は薬局等への立入検査等の実施					○	家畜衛生保健所長
	7 同法第70条の規定による医薬品等の廃棄等の措置の命令又は廃棄等の実施				○		
	8 同法第71条の規定による医薬品等の検査を受けるべきことの命令				○		
	9 同法第72条の規定による薬局等の構造設備の改善の命令又はその使用の禁止の命令				○		
	10 同法第72条の2の規定による薬局開設者等に対する薬剤師の増員の命令				○		
	11 同法第73条の規定による薬局又は医薬品の一般販売業に対するその管理者等の変更の命令				○		
	12 同法第74条の規定による配置販売業の配置員の法令等の違反の場合における当該業務の停止の命令				○		
	13 同法第75条第1項の規定による薬局開設者又は医薬品若しくは医療器具の販売業者に対するその許可の取消し、その業務の全部若しくは一部の停止の命令				○		
	14 同法第76条の規定による処分等の相手方に対する弁明及び有利な証拠の提出の機会の供与				○		
十九 鳥取県子牛公正取引条例(昭和24年3月鳥取県条例第8号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同条例第5条第2項の規定による子牛の特例取引の承認				○		
二十 鳥取県立農業技術研修施設の設置及び管理に関する条例に基づく知事の権限に属する事務	1 同条例第3条の規定による利用の許可					○	畜産技術研修所長
二十一 鳥取県立畜産技術研修所管理規則(昭和59年3月鳥取県規則第20	1 同規則第3条の規定による各研修課程における収容定員の決定					○	畜産技術研修所長
	2 同規則第4条第2項の規定による特殊技術課程の研修期間の決定					○	畜産技術研修所長
	3 同規則第5条第2項の規定による臨時の休業日の決定及び休業日に研修を実施する旨の決定					○	畜産技術研修所長